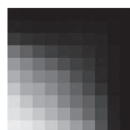




第30期 定時株主総会 招集ご通知



AVANT
GROUP

日 時

2026年9月25日（金曜日）午前10時（開場 午前9時30分）

場 所

東京都千代田区大手町一丁目3番2号
経団連会館 2階 経団連ホール（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

決議事項

- 第1号議案：剰余金の処分の件
- 第2号議案：取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件
- 第3号議案：監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案：取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する報酬等の額及び内容改定の件
- 第5号議案：監査等委員である取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

第30期事業報告の「会社役員に関する事項」・「役員報酬制度」・「コンプライアンスとリスクマネジメント」は電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類と関連性の高い内容が含まれておりますので、掲載順を組み替えて記載しております。

株式会社アバントグループ 証券コード：3836

株主の皆様へ

日頃より、当社グループの事業へのご理解とご支援を賜り、心より感謝申し上げます。

当社グループは、2024年6月期に開始した中期経営計画「BE GLOBAL 2028 (BG28)」のもと、当社グループ独自の「企業価値経営」に基づいて事業活動を推進しています。

企業価値とは、企業が将来生み出す価値の現時点における評価と考える一方で、個々の企業が有する潜在的成長力や収益力を顕在化させることを通じて到達可能な企業価値を「本源的価値」と呼び、現在の価値と本源的価値との差分を明らかにし、その差分を埋めるために事業を変革し続けることが、当社グループの考える企業価値経営です。

当社グループは、現代の企業経営における志をもって活動する「論語」と、成果を厳密に測る「そろばん」の両立を目指し、あらゆる事業活動を、社会やお客様への貢献を出発点としていますが、その活動の成果を客観的に測定する上で、企業価値という尺度は欠かせません。

「経営情報の大衆化」という創業以来のミッション、すなわち、必要とする人が誰でも経営情報を活用できる環境を広げ、企業経営の質の向上に役立てることの実現に向け、その進捗を測るため「本源的価値」を重要な指標としており、当初の中計期間終了後とさらにその5年後に目標とする本源的価値を設定しています。

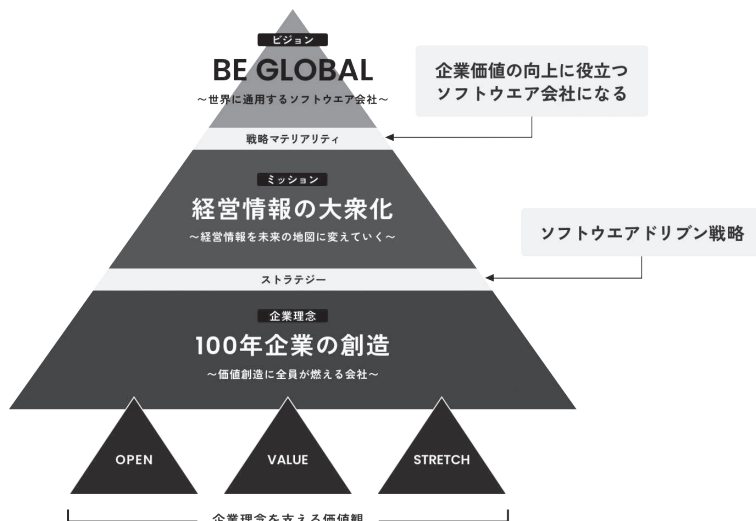
そして、これらの目標企業価値を可視化したことにより、特に前期（2026年6月期）は、現中計期間における目標企業価値の実現に向けた課題が、一層明確になった一年でした。目指す方向に変更はありませんが、その実現方法を見直してまいります。

本年度（2027年6月期）は、企業価値経営を実践するBG28の4期目にあたります。目前の課題に真摯に向き合い、結果から学び、解決に集中することで、持続的な利益成長と企業価値向上に向けて、当社グループ一丸となって取り組んでまいります。

株式会社アバントグループ
代表取締役社長 グループCEO
森川 徹治

アバントグループの理念体系

アバントグループは、「100年企業の創造」という企業理念を基盤に、社会の公器として長期的に価値を提供し続けることを目指しています。創業来のミッションである「経営情報の大衆化」の実現に向けて、グループ一丸で取り組んでいます。目指す姿は「BE GLOBAL（世界に通用するソフトウェア会社）」です。



アバントグループは2021年、ビジョン実現のための戦略マテリアリティを「企業価値の向上に役立つソフトウェア会社になる」と決めました。これは、①経営のDXを通じてお客様の企業価値向上に貢献すること、②ソフトウェア、知的資産、深い業務専門性、継続的なサービス等を組み合わせ、お客様への継続的な価値提供を持続的な利益成長につなげる事業モデルを構築すること、の2点を示しています。

上記の①については、お客様のグループ各社が生み出す経営情報を取締役会に届け、企業価値の観点から議論・意思決定できる環境を整えるための自社製品やソリューションを提供することで、経営の高度化に貢献します。

上記の②については、ソフトウェアと業務専門性を一体で提供し、お客様との継続的な関係から得た知見を製品・サービスへ還元する、ディーパの事業モデルがアバントグループの価値創造の中核です。この事業モデルを、アバントをはじめとする他の事業にも展開し、お客様への貢献を持続的な利益成長につなげてまいります。

アバントグループの中期経営計画

中期経営計画「BE GLOBAL 2028」の狙い

当社グループは2023年8月、2028年6月期までの5ヶ年の中期経営計画「BE GLOBAL 2028」を策定しました。

そして、中期経営計画「BE GLOBAL 2028」では、持続的な利益成長と、高収益かつ継続性の高い事業モデルの構築を目指しています。ソフトウェア、知的資産を価値の源泉とし、業務専門性、継続的サービスを組み合わせて提供することで、人財の価値貢献を高め、人員数の増加だけに依拠しない、高い収益性と生産性を伴う成長を追求しています。これにより、企業価値の向上と、資本市場からの評価向上を目指しています。

ソフトウェアや知的資産を生み出し、お客様に価値を提供するのは人財です。まずは、価値創造の生産性を測る指標である1人当たり営業利益を向上させ、その成果を報酬や人的資本への投資に還元することで、人財価値を高めます。次いで人財価値の向上は事業の持続的な成長を支え、資金創出力と事業投資余力を高めます。さらにその投資が新たな価値創造と生産性の向上につながる価値創造スパイラルを実現します。

この価値創造スパイラルを継続させながら、ソフトウェア、業務専門性及び継続的なサービスを組み合わせる事業モデルを、当社グループ各社に広げ、お客様への価値提供と企業価値の向上につなげてまいります。

中期経営計画「BE GLOBAL 2028」3年目の振り返り

2026年6月期までの3年間で、売上高、営業利益、純利益はいずれも、基準となる2023年6月期と比較して1.4倍に成長しました。ROE、DOE及び配当は目標水準を確保した一方、1人当たり営業利益、ソフトウェア粗利益は、中期経営計画が目指す水準から遅れています。

連結決算開示事業（ディーバ）は好調な売上高・利益の成長に加え、収益性と生産性も良好な水準となりました。一方で、経営管理ソリューション事業（アバント）は「BE GLOBAL 2028」とのギャップが最も大きい事業となりました。

経営管理ソリューション事業（アバント）は、自社製品を起点とした提案では、お客様ごとに異なる課題への対応が十分ではありませんでした。また、コンサルティングや業務構想設計を担う人財が不足し、ディーバの強固なお客様基盤から生まれる需要を、継続的な売上高と利益に十分に転換できませんでした。

そのため、「BE GLOBAL 2028」とのギャップの最大の要因となったアバントの再構築を進めてまいります。

	2023年6月期 (百万円)	2026年6月期 通期	3年平均/変化	3年CAGR	2028年6月期通期 BE GLOBAL 2028 計画	5年平均/変化	5年CAGR
売上高	21,424	30,481	1.4x	12.5%	40,000 ～ 45,000	2.0x	15.0%
営業利益	3,289	4,697	1.4x	12.6%	9,000 ～ 11,000	3.0x	25.0%
純利益	2,094	2,985	1.4x	12.6%	6,000 ～ 7,000	3.0x	25.0%
営業利益率	15.4%	15.4%	0.1pt	—	20.0% ～ 24.0%	5～9pt	—
1人当たり営業利益	2.5	2.6	1.0x	1.3%	3.5 ～ 4.3	1.5x	10.0%
ソフトウェア粗利益	2,367	2,957	1.2x	7.7%	5,500 ～ 6,000	2.5x	20.0%
ROE	18.3%	19.8%	1.5pt	—	平均 20%以上	1.7pt	—
DOE	4.9%	7.5%	2.6pt	—	8%以上	3.1pt	—
配当	15円	32円	2.1x	28.7%	51円以上	3.4x	—

注 1) 1人当たり営業利益は営業利益÷期中平均社員数で計算

注 2) FY26 (2026年6月期) の配当は本総会第 1 号議案「剰余金の処分の件」が原案通り承認可決された場合

中期経営計画「BE GLOBAL 2028」の今後の見通し

「BE GLOBAL 2028」は4年目に入りました。「BE GLOBAL 2028」で目指す企業価値向上の方向性と、ソフトウェア、業務専門性、及び継続的なサービスを組み合わせる事業モデルを当社グループ各社へと広げる基本的な考え方に変更はありません。

2027年6月期は、売上高は前年比で増収、営業利益、純利益も前年比で増益となり、いずれも過去最高を予想しています。

アバントでは、主要な問題への解決策として、既に経営体制、事業モデル、並びに人財の再構築に着手しています。具体的には、アバントグループの経営陣が直接アバントの再構築を担い、自社製品を起点とするアプローチから、お客様の課題と業務設計を起点とするアプローチへの転換を目指します。また、早急にコンサルティング、システムインテグレーション、自社製品及び外部製品を柔軟に組み合わせて提供できる体制を整えます。アバントの再構築を通じて、ディーバを起点とするグループ戦略を実行できる体制を構築し、持続的な利益成長と中長期的な企業価値向上につなげてまいります。

デジタルトランスフォーメーション推進事業（ジール）についても、AI技術の進化などによるお客様のニーズの変化に対応し、生産性と収益性の向上を進めてまいります。

証券コード 3836

2026年9月10日

(電子提供措置の開始日2026年9月3日)

株 主 各 位

東京都港区港南二丁目15番2号
株式会社アバントグループ
代表取締役社長 森 川 徹 治

第30期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第30期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第30期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.avantgroup.com/ja/ir/irnews.html>



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「アバントグループ」又は「コード」に当社証券コード「3836」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、後述の案内に従って、2026年9月24日（木曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年9月25日（金曜日）午前10時（午前9時30分開場）
2. 場 所 東京都千代田区大手町一丁目3番2号
経団連会館 2階 経団連ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第30期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第30期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する報酬等の額及び内容改定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

4. 第30期定時株主総会に関するご連絡

①インターネットによる開示について

書面交付請求をした株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。従って、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- ・会社の株式に関する事項
- ・会社の新株予約権等に関する事項
- ・会計監査人の状況
- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結注記表
- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも修正内容を掲載させていただきます。

②その他

当社では、紙資源の削減と議決権を行使いただく上で必要な情報提供を両立するため、書面交付請求をされていない株主様には、株主総会参考書類及び事業報告の一部を抜粋した資料（サマリー版）をお送りしております。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

<https://www.avantgroup.com/ja/index.html>

以上

株主総会開催前

招集通知到着後～2026年9月24日（木）

開示書類を見る



▶ 当社ウェブサイト

<https://www.avantgroup.com/ja/ir/irnews.html>



※ 東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。（東証上場会社情報サービス）

→ <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「アバントグループ」又は「コード」に当社証券コード「3836」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択の上、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。



事前の議決権行使

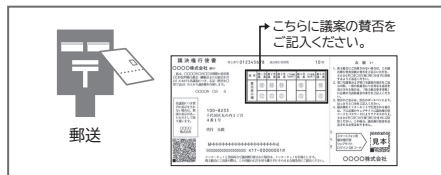
行使期限

2026年9月24日（木曜日）
午後6時まで

インターネット又は郵送の方法にて事前に議決権のご行使をいただきますようお願い申し上げます。

株主総会ライブ配信を視聴される株主さまも事前の議決権行使をお願いいたします。

▶ 詳細はP10～11をご確認ください。



事前質問をする



受付期間

2026年9月24日（木曜日）
午後6時まで

▶ 事前質問受付サイト

<https://krs.bz/diva/m/agm>



ご来場いただけない株主様のために、インターネットによる事前質問受付専用サイトを開設しました。パソコン、スマートフォンで上記 URL を入力していただくか、QRコードを使ってサイトにアクセスし、質問をご記入ください。▶ 詳細はP12をご確認ください。

【ご注意】

質問の受付時間は2026年9月24日（木曜日）午後6時（日本時間）までとさせていただきます。いただきました質問につきましては、事務局にて取りまとめの上、総会会場にてご回答いたします。頂戴しました質問全てに回答できない場合があることを予めご了承ください。

株主総会当日

株主総会に出席する



場所・日時

経団連会館 2階 経団連ホール

東京都千代田区大手町一丁目3番2号

2026年9月25日（金曜日）

受付開始：午前9時30分

- ▶ 末尾の会場ご案内図をご確認ください。

ライブ配信を視聴される方



配信日時

2026年9月25日（金曜日）

午前10時開始

本株主総会の模様をインターネットにてライブ配信いたします。

- ▶ 詳細はP12をご確認ください。

議決権行使についてのご案内



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、郵送にてご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2026年9月24日（木）午後6時到着分まで



インターネット等による議決権行使

当社指定の議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にて、各議案に対する賛否をご入力の上、ご送信ください。

行使期限 2026年9月24日（木）午後6時受付分まで



スマートフォン・タブレット端末による議決権行使

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取り、表示されたURLを開き、画面の案内に従って議案の賛否をご入力の上、ご送信ください。

行使期限 2026年9月24日（木）午後6時受付分まで



株主総会当日のご来場による議決権行使

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます）につきましては、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、上記のほか当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として当該プラットフォームをご利用いただくことができます。



書面とインターネット（パソコン、スマートフォン等）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内



インターネット等による議決権行使は、パソコン又はスマートフォン等から当社の指定する下記の議決権行使ウェブサイトにてご利用いただくことが可能です。

スマートフォン等による議決権行使

- 1 同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

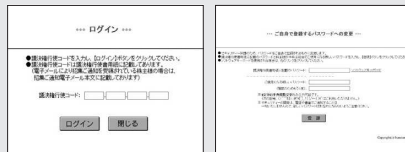
一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、パソコン向けサイトにアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
<https://www.web54.net>



- 2 同封の議決権行使書用紙（はがき面）の左下に記載された「議決権行使コード」を入力してログイン後、「パスワード」を入力し、画面の案内に従って議案の賛否をご入力の上、ご送信ください。



- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従って手続きください。

お問い合わせ

インターネット等による議決権行使に関してご不明な点がございましたら、以下の専用ダイヤルまでお問い合わせください。

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

☎ 0120-652-031 受付時間 午前9時～午後9時

インターネットによる事前質問受付のご案内

ご来場いただけない株主様のために、インターネットによる事前質問受付専用サイトを開設しました。パソコン、スマートフォンで以下のURLを入力していただくか、QRコードを使ってサイトにアクセスし、質問をご記入ください。

事前質問受付サイト：
<https://krs.bz/diva/m/agm>



【ご注意】

質問の受付時間は2026年9月24日（木曜日）午後6時（日本時間）までとさせていただきます。いただきました質問につきましては、事務局にて取りまとめの上、総会会場にてご回答いたします。頂戴した質問の全てに回答できない場合があることを予めご了承ください。

株主総会動画ライブ配信のご案内

定時株主総会の模様をインターネットでご視聴される場合は、以下のウェブサイトからアクセスいただきますようお願い申し上げます。

ライブ中継用ウェブサイト：
<https://avantgroup.premium-yutaiclub.jp/live/>



ご視聴される場合は、以下の項目の入力が必要です。

- 同封の議決権行使書用紙に記載されている株主番号（9桁）
- お届けされているご住所の郵便番号（ハイフンを除く7桁）

アーカイブ配信のご案内

株主総会終了後、当社ウェブサイトにて動画をアーカイブ配信します。

<https://www.avantgroup.com/ja/ir/stock/meeting.html>

【ご注意】

株主番号と郵便番号を入力するため、開始時間よりも早めにアクセスされることをお勧めします。

ご使用の機器や通信環境によってはご視聴いただけない場合がございます。

ご視聴いただくための通信料金等は、株主様のご負担になります。

本株主総会のライブ配信の視聴は会社法上の株主総会への出席とは取り扱われませんので、会社法上の質問や動議はできません。会社法上の質問や動議を提出する可能性のある株主様は会場での株主総会へご出席くださいますよう、お願い申し上げます。議決権行使は書面又はインターネット等により事前に済ませていただきますよう、ご協力お願いいたします。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下の通りといたしたいと存じます。

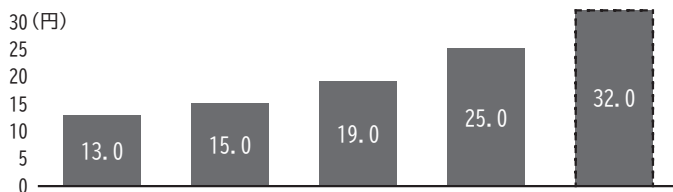
【アバントグループの株主還元方針】

当社は、剰余金の配当を株主還元施策の重要事項として位置づけ、純資産配当率（D0E）などの指標に注目し、毎期の業績に大きく左右されることなく、配当金額を安定的に維持・向上していくことを指向しております。

第30期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案して、以下の通りにいたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金32円といたします。
なお、この場合の配当総額は、1,123,102,432円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年9月28日といたします。

普通株式1株当たり配当金と純資産配当率の推移



	22年6月期	23年6月期	24年6月期	25年6月期	26年6月期
1株当たり配当金 (円)	13.0	15.0	19.0	25.0	32.0
純資産配当率	5.0%	4.9%	5.5%	6.3%	7.5%
(参考) 東証上場企業平均	3.2%	3.1%	3.1%	3.3%	3.5%

(注) 東証上場企業平均純資産配当率は各期とも7月から6月までの12か月の平均値を表示しています。ただし、2026年6月期の数値は2025年5月から2026年4月までの12か月の平均値を示しています。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）4名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しまして、監査等委員会からは特段の指摘すべき事項はありません。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1	再任 森川 徹治	代表取締役社長、グループCEO、指名・報酬 諮問委員会委員	100%（13回/13回）
2	新任 中条 薫	－ 社外 独立 ダイバー シティ	－
3	新任 安部 和志	－ 社外 独立	－

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 中条薫氏、安部和志氏は社外取締役候補者であります。当社は両氏の選任が承認された場合には東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 中条薫氏、安部和志氏の選任が承認された場合には、両氏と当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。本議案が承認可決され各取締役候補者が取締役に選任され就任した場合、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となる予定です。当該保険契約は、当社及び子会社の取締役、監査等委員である取締役、監査役、執行役員等を被保険者とし、全ての被保険者について保険料は当社が全額負担しております。当該保険により被保険者が職務執行によって保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に生じる損害賠償金、和解金、示談金、及び被保険者が支払うべきとされる争訟費用等の損害を填補することとしておりますが、背信行為、犯罪行為、詐欺行為、故意の違反行為、及びインサイダー取引等に起因する損害賠償請求は、当該契約により填補されません。なお、役員等賠償責任保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定です。

候補者番号 1

もりかわ てっじ
森川 徹治

再任

生年月日 1966年2月23日生（60歳）
取締役在任年数 29年
取締役会出席状況 100%（13回／13回）
保有する当社の株式数 9,781,466株



【略歴】

1990年4月 プライスウォーターハウスコンサルタン
ト(株)入社
1997年5月 当社創立 代表取締役社長（現在に至る）
2020年9月 グループCEO（現在に至る）
2026年7月 (株)アバント 代表取締役社長（現在に至
る）

【重要な兼職の状況】

2013年10月 DIVA CORPORATION OF AMERICA CEO
2026年7月 (株)アバント 代表取締役社長

【取締役候補者とした理由】

1997年5月の当社創立以来、代表取締役として29年にわたり当社グループの経営を率いてきました。自社開発の連結会計パッケージ・ソフトウェアの提供を通じて財務情報を中心とするさまざまな経営情報を提供するインフラとして定着させた手腕に加え、M&Aによる事業の多様化、持株会社制への移行並びにグループの組織再編でリーダーシップを発揮してきました。以上から、当社グループの更なる発展のために選任をお願いするものです。

【株主の皆様へ】

2026年6月期は計画未達の厳しい結果となり、中期経営計画の目標との間にも進捗の乖離が生じました。AIの急速な進化をはじめ、市場環境が大きく変化する中、変化を先取りし、自らを変革し、お客様への提供価値と事業成果に結びつける経営力を十分に高めきれなかったことが課題と認識しています。今後はAIを重要技術と位置づけつつ、連結決算・開示領域で培った強固な基盤を活かしながら、AI時代でも不変の業務ニーズにしっかり応える方向でお客様への提供価値を高め、社会に役立つ価値創造に全力を尽くしてまいります。

候補者番号 2

ちゅうじょう かおる
中条 薫

新任

社外

独立

ダイバー
シティ

生年月日 1960年11月15日生（65歳）

取締役在任年数 ー

取締役会出席状況 ー

保有する当社の株式数 0株



【略歴】

1983年4月 富士通(株)入社
2000年3月 (株)富士通米国研究所 IP Networking
Research Senior Researcher
2009年12月 富士通(株)モバイルフォン事業本部先行開
発統括部統括部長
2017年4月 同社AIサービス事業本部本部長
2019年7月 同社ソフトウェア事業本部エグゼクティ
ブディレクターAIアライアンス担当
2020年12月 (株)SoW Insight設立 代表取締役社長（現
在に至る）
2021年6月 伊藤忠食品(株) 社外取締役
2021年6月 フォスター電機(株) 社外取締役（現在に
至る）
2021年8月 東京大学未来ビジョン研究センター 客員研究員
2022年4月 UBE三菱セメント(株) 社外取締役（現在に
至る）

【重要な兼職の状況】

2020年12月 (株)SoW Insight 代表取締役社長
2021年6月 フォスター電機(株) 社外取締役
2022年4月 UBE三菱セメント(株) 社外取締役

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】

前職ではAI事業の本部長としてDXを推進し、IT/DX及びAI事業等に対する幅広い経験を備えていることに加え、現職ではDE&Iのコンサルティングを提供していることから、当社の持続的な企業価値向上に適切な人財と判断し、選任をお願いするものです。また、同氏が社外取締役に選任された場合、指名・報酬諮問委員会の委員として当社の適正なガバナンスの維持・向上に寄与していただくことを期待しております。

【株主の皆様へ】

私は、株式会社アバントグループがミッションとしている「経営情報の大衆化」の根底にある経済価値の可視化と価値創造活動を軸とした企業価値経営に深く共感しており、アバントグループの経営に携われることを楽しみにしております。生成AIが社会や企業経営を大きく変革していく中で、企業価値経営はますます重要な位置づけになると考えます。IT/DX及びAI、そして、人財育成・DE&Iに関わってきた経験を活かして、アバントグループの企業価値の向上に貢献してまいります。

候補者番号 3

あんべ かずし
安部 和志

新任

社外

独立

生年月日 1961年4月23日生（65歳）

取締役在任年数 ー

取締役会出席状況 ー

保有する当社の株式数 0株



【略歴】

1984年4月 ソニー(株)（現 ソニーグループ(株)）入社
2001年10月 ソニー・エリクソン・モバイル・コミュニケーションズ AB VP
2006年4月 ソニー・コーポレーション・オブ・アメリカ SVP
2014年11月 ソニー(株) 業務執行役員 SVP
2018年6月 同社執行役 常務
2020年6月 同社執行役 専務
2021年4月 ソニーグループ(株) 執行役 専務
2024年6月 (株)東海理化 社外取締役（現在に至る）
2025年4月 ソニーグループ(株) シニアアドバイザー（現在に至る）
2026年4月 ARCHION(株) 社外取締役（現在に至る）

【重要な兼職の状況】

2024年6月 (株)東海理化 社外取締役
2025年4月 ソニーグループ(株) シニアアドバイザー
2026年4月 ARCHION(株) 社外取締役

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】

ソニーグループ株式会社において、人事・総務部門の経験に加え、同社海外法人の経営経験を有しております。その幅広い豊富な経験と知見、見識を活かして、人事・組織領域を中心に、経営全般に対する監督、助言等をいただくことを期待し、選任をお願いするものです。また、同氏が社外取締役に選任された場合、指名・報酬諮問委員会の委員として当社の適正なガバナンスの維持・向上に寄与していただくことを期待しております。

【株主の皆様へ】

当社グループが、経営の基幹を支えるシステム開発、コンサルティング及びITソリューションサービスの提供を通して、経営効率の向上に寄与するだけでなく、いかに顧客企業の企業価値の向上に貢献できるかを、社外取締役の立場から包括的に支援し、取り組んでまいります。また、主としてガバナンス、組織人財面からの取り組みによって、当社グループ自体の持続的な成長による企業価値向上を実現できるよう、努めてまいります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役（以下「監査等委員」といいます。以下、本議案において同じです。）3名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案のうち、監査等委員候補者である春日 尚義氏（候補者番号1）、中野 誠氏（候補者番号3）に係る部分の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。また、本議案のうち、監査等委員候補者である後藤 千恵氏（候補者番号2）に係る部分につきましては、会社法第344条の2第2項の規定による監査等委員会の請求により提出するものであり、当該候補者は、監査等委員会の指名によるものであります。

監査等委員候補者は次の通りであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役会・監査等委員 会への出席状況
1	新任 春日 尚義	取締役、グループCF0、財務担当	取締役会 100%（13回/13回） 監査等委員会 －
2	再任 後藤 千恵	取締役監査等委員、指名・報酬諮問委員会 委員長 社外 独立 ダイバー シティ	取締役会 100%（13回/13回） 監査等委員会 100%（18回/18回）
3	再任 中野 誠	取締役監査等委員 社外 独立	取締役会 100%（13回/13回） 監査等委員会 100%（18回/18回）

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 後藤千恵氏、中野誠氏は社外取締役候補者であります。当社は後藤千恵氏、中野誠氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 後藤千恵氏、中野誠氏とは当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。両氏が再任された場合、引き続き責任限定契約を継続する予定であります。また、春日尚義氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。本議案が承認可決され各監査等委員候補者が監査等委員に選任され就任した場合、いずれの監査等委員も当該保険契約の被保険者となる予定です。当該保険契約は、当社及び子会社の取締役、監査等委員である取締役、監査役、執行役員及び従業員等を被保険者とし、全ての被保険者について保険料は当社が全額負担しております。当該保険により被保険者が職務執行によって保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に生じる損害賠償金、和解金、示談金、及び被保険者が支払うべきとされる争訟費用等の損害を填補することとしておりますが、背信行為、犯罪行為、詐欺行為、故意の違反行為、及びインサイダー取引等に起因する損害賠償請求は、当該契約により填補されません。なお、役員等賠償責任保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定です。

候補者番号 1

かすが なおよし
春日 尚義

新任

生年月日 1963年5月13日生（63歳）
取締役在任年数 15年
取締役会出席状況 100%（13回／13回）
監査等委員会出席状況 －
保有する当社の株式数 30,688株



【略歴】

1987年4月 ㈱日本長期信用銀行入行
1999年8月 ニューヨーク証券取引所アジア・パシフィック事務所入所
2005年1月 ニューヨーク証券取引所 執行役員
2010年10月 当社入社
2011年2月 当社社長室長
2011年9月 当社取締役財務担当（現在に至る）
2020年9月 グループCF0（現在に至る）

【重要な兼職の状況】

なし

【監査等委員候補者とした理由】

商業銀行、ニューヨーク証券取引所での経験を経て2010年10月に当社へ入社しました。2011年9月からは取締役財務担当として、また2020年9月からはグループCF0として、グループCEOとともに企業価値向上に取り組んできました。これまでのグループへの深い知見を活かし、監査等委員である取締役として職務を適切に遂行されることを期待して選任をお願いするものです。また、同氏が監査等委員である取締役に選任された場合、指名・報酬諮問委員会の委員として当社の適正なガバナンスの維持・向上に寄与していただくことを期待しております。

【株主の皆様へ】

これまでは業務執行取締役として、企業価値向上に向けた戦略実行の一翼を担ってまいりました。今後は監査等委員として、その戦略に基づく業務執行が適切かつ着実に行われているかを客観的な立場から監督し、経営の透明性と説明責任の向上に努めてまいります。役割は変わりますが、当社グループが持つ本来の企業価値を顕在化し、その持続的な向上に貢献していく考えに変わりはありません。

候補者番号 2

ごとう ちえ
後藤 千恵

再任

社外

独立

ダイバー
シティ

生年月日 1958年11月30日生（67歳）
社外取締役（監査等委員）在任年数 4年
取締役会出席状況 100%（13回／13回）
監査等委員会出席状況 100%（18回／18回）
保有する当社の株式数 0株



【略歴】

1984年4月 ㈱ソシエ・ワールド 入社
1988年4月 ㈱東京学生進路資料室 入社
1994年9月 山田&パートナーズ会計事務所 入所
2006年10月 弁護士登録 さくら共同法律事務所 入所
公認会計士登録
2011年1月 さくら共同法律事務所 パートナー
（現在に至る）
2021年9月 当社監査役
2022年9月 当社社外取締役（監査等委員）（現在に至る）
2023年6月 ㈱朝日インターナショナル 取締役
2024年6月 東邦ホールディングス㈱ 社外取締役（監査等委員）（現在に至る）

【重要な兼職の状況】

2011年1月 さくら共同法律事務所 パートナー
2024年6月 東邦ホールディングス㈱ 社外取締役（監査等委員）

【社外監査等委員候補者としての理由及び期待される役割】

一般事業会社での職務経験に加え、弁護士及び公認会計士の資格を持ち、M&A、税務コンプライアンス、ハラスメント事案を含め、これまでさまざまな企業に法務・財務会計の専門家の立場で関与してきました。現在、当社社外取締役（監査等委員）として経営判断及びその意思決定の過程において有用な助言をいただいております。また、指名・報酬諮問委員会の委員長並びに筆頭独立社外取締役として、独立した立場から会議での積極的な対話を主導されており、引き続き当社の健全な発展に寄与されるものと判断し、選任をお願いするものです。

【株主の皆様へ】

私は2021年に監査役に就任し、その後、アバントグループは、業務執行の決定権限の執行側への大幅な委譲による業務執行の機動性・迅速性の確保及び取締役会の監督機能の強化の観点から監査等委員会設置会社へ移行しました。AI等の劇的進化を含む社会状況の変化のスピードを考えると、この意思決定の迅速化は必須であったと言えます。また、2026年に報酬諮問委員会を指名・報酬諮問委員会に改組し、社外取締役を中心に重要経営課題であるCEOのサクセッションについて積極的議論を開始しました。2026年はCGコードにおいて取締役会の役割・責務として成長投資への取り組みの重要性が明記され、独立社外取締役を含む経営陣の企業価値向上への職責は高まるばかりです。私は、実効性ある社外取締役監査等委員として問題意識をもって、株主の皆様の負託に応えるべく尽力してまいります。

候補者番号 3

な かの まこと
中野 誠

再任

社外

独立

生年月日 1968年1月14日生（58歳）
社外取締役（監査等委員）在任年数 4年
取締役会出席状況 100%（13回／13回）
監査等委員会出席状況 100%（18回／18回）
保有する当社の株式数 6,600株



【略歴】

1995年4月 横浜国立大学 商学部 専任講師
1996年4月 横浜国立大学 商学部 助教授
2001年4月 一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 助教授
2007年4月 一橋大学大学院 商学研究科准教授
2009年4月 一橋大学大学院 商学研究科 教授
2018年4月 一橋大学大学院 経営管理研究科 教授（現在に至る）
2021年1月 International Association for Accounting Education & Research（IAAER）副会長
2022年9月 当社社外取締役（監査等委員）（現在に至る）

【重要な兼職の状況】

2018年4月 一橋大学大学院 経営管理研究科 教授

【社外監査等委員候補者とした理由及び期待される役割】

経営学、会計学、コーポレート・ファイナンス等幅広い分野で深い知見を持ち、当社のマテリアリティでもある企業価値をテーマに実業・学術方面において幅広く研究ネットワークを築かれています。また、上場企業の経営幹部を対象とする財務・企業価値研修を数多く実施しておられ、当社の監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行されております。また、当社のみならずお客様の企業価値向上に向けて助言いただくほか、当社の次世代経営陣の育成においても活躍いただけると判断し、引き続き選任をお願いするものです。また、同氏が監査等委員である取締役に選任された場合、指名・報酬諮問委員会の委員として当社の適正なガバナンスの維持・向上に寄与していただくことを期待しております。

【株主の皆様へ】

中期経営計画の「BE GLOBAL 2028」の下、持続的競争優位性の源泉たるソフトウェア・人的資本を磨き上げ、事業ポートフォリオを進化させる必要があります。キャピタル・アロケーション面では、内部成長、外部成長、株主還元へと戦略的に資源を配分する必要があります。そのために社外取締役として、ガバナンス視点、戦略的視点から企業価値向上に貢献したいと考えております。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する報酬等の額及び内容改定の件

1. 提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社は、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役（以下「当初対象取締役」といいます。）に対する株式報酬制度について2023年9月27日開催の第27期定時株主総会における決議によりご承認いただいております（以下、当該制度を「旧制度」といいます。）、さらに、2024年9月25日開催の第28期定時株主総会においては、旧制度に代えて、当社が設定する信託の信託財産から取締役に対して株式を交付するスキームに変更するとともに、当初対象取締役に交付する株式に取締役が退任するまでの譲渡制限を付すことをご承認いただき、これまで継続して運用してまいりました（以下「原制度」といいます。）。

今般、持続的な株価の向上による社外取締役と株主との価値共有をより一層図り、社外取締役に対しても当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与することを目的として、原制度の対象者に社外取締役（監査等委員である取締役を除きます。）を追加したたく存じます（以下、かかる追加後の原制度を「本制度」といいます。）。ただし、社外取締役は、客観的な立場から業務執行の妥当性を判断する経営監督機能を担っていることから、本制度に基づき社外取締役に交付する当社株式の数は、業績に連動しないものとします。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等（社外取締役に對する報酬等を含みます。）は、原制度に加え、これとは別枠で、2022年9月27日開催の第26期定時株主総会において、固定報酬は総額で年額150,000千円以内、短期業績連動報酬は取締役1名につき年額41,250千円以内とそれぞれご承認をいただいておりますが、本議案につき原案どおり承認可決された場合における対象取締役の報酬等の種類、対象者及び報酬限度額等は、次の通りです。なお、以下の各報酬限度額には、使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与は含まないものとします。

報酬の種類	対象者	報酬限度額等
固定報酬 (金銭)	取締役（監査等委員である取締役を除く。）	年額150,000千円（内、社外取締役に付き50,000千円）
短期 業績連動 報酬 (金銭)	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	年額41,250千円 (1名当たり)

株式報酬	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	年額100,000千円（年間100,000株、1名あたりは年間60,000株） ※業績連動報酬
	社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）	年額20,000千円（年間20,000株、1名あたりは年間10,000株） ※非業績連動報酬

本議案は、その内容につき、過半数が社外取締役によって構成される指名・報酬諮問委員会において、複数回にわたって審議し、取締役会において指名・報酬諮問委員会の答申内容を踏まえて審議した上で付議しております。また、本制度は、今後変更を予定している当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（本招集ご通知41頁～46頁をご参照ください。）とも合致していますので、本議案は、報酬導入の目的、取締役の報酬の水準等に照らして合理的な内容となっており、相当であると考えております。本議案に関しまして、監査等委員会からは特段の指摘すべき事項はありません。

なお、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は3名（内、社外取締役2名）となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。※）が当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付される（ただし、下記3.の通り、当該株式については、当社と各取締役との間で譲渡制限契約を締結することにより譲渡制限を付すものとします。）、という株式報酬制度です。

※ 当社は、2024年に当初対象取締役を対象として原制度を導入した際に、その運用のために信託を設定しております。対象取締役に社外取締役を追加した後も同じ信託を用いて本制度を運用しますので、「本信託」とは、原制度に基づき設定した信託と同じ信託を指します。

取締役が交付を受ける当社株式の数は、1ポイントあたり1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、1ポイントあたりの当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

① 本議案における本制度の対象者	当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）
② ①の対象者に関する対象期間	・①のうち社外取締役を除く取締役 2024年10月1日から2028年9月末日まで （ただし、当社の取締役会の決定により、5年以内の期間を都度定めて延長することができるものとする） ・①のうち社外取締役 2026年10月1日から2028年9月末日まで （ただし、当社の取締役会の決定により、5年以内の期間を都度定めて延長することができるものとする）
③ ②の対象期間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が本信託に拠出する金銭の上限（注）	・①のうち社外取締役を除く取締役 金400,000千円 （対象期間を延長した場合は、延長した対象期間の年数に金100,000千円を乗じた金額） ・①のうち社外取締役 金40,000千円 （対象期間を延長した場合は、延長した対象期間の年数に金20,000千円を乗じた金額）
④ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	・①のうち社外取締役を除く取締役 1事業年度あたり100,000ポイント （ただし、社外取締役を除く取締役1名あたり60,000ポイント） ・①のうち社外取締役 1事業年度あたり20,000ポイント （ただし、社外取締役1名あたり10,000ポイント）

⑤ ポイント付与基準	当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、以下の通り、ポイントを上記④の範囲内で付与。 ・①のうち社外取締役を除く取締役役位及び業績目標の達成度等に応じた数のポイント ・①のうち社外取締役一定数のポイント（非業績連動）
⑥ ①の対象者に対する当社株式の交付時期及び条件の概要	信託期間中の毎事業年度における一定の時期に、下記３．の譲渡制限契約を当社と締結することその他所定の手続を経ることを条件として、各取締役が本信託の受益権を取得し、本信託から当社株式の交付を受ける
⑦ ３．に定める譲渡制限契約における譲渡制限期間	当社株式の交付を受けた日から、当社の取締役もしくは執行役員、当社子会社の取締役もしくは執行役員、その他当社の取締役会が予め定める地位のいずれの地位からも退任した直後の時点まで
⑧ 本信託内の当社株式に係る議決権行使	当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に不行使とする
⑨ 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い	本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てる なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、株式交付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付する

注：当社は、2024年9月25日開催の第28期定時株主総会における決議に基づき、本制度に基づき当初対象取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金を本信託に信託しており、本信託はかかる本信託内の金銭を原資として当社株式を取得しています。本制度に基づく社外取締役に対する当社株式の交付も、かかる本信託内の当社株式をもって行うものとしませんが、本信託内の当社株式数が本制度に基づき取締役に交付するために必要と見込まれる株数に不足し、かつ、本信託内の金銭が、かかる不足分の当社株式を取得するために必要な資金に不足する場合には、当社は、かかる不足分の当社株式の取得資金を本信託に追加信託します。

この場合には、本信託は、本信託内の金銭（当社が追加信託した金銭のほか、本信託に残存している金銭を含みます。）を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、追加取得します。ただし、本制度に基づき取締役（監査等委員である取締役を除きます。）に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が行う信託は、上記の表の③の上限金額以内になるように、かかる上限額の範囲内で行うものとします。

3. 取締役（監査等委員である取締役を除く）に交付される当社株式に係る譲渡制限契約

当社株式の取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する交付に当たっては、当社と取締役（監査等委員である取締役を除く）との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします。

（1）譲渡制限期間

取締役（監査等委員である取締役を除く）は、本制度により交付を受けた株式（以下「本交付株式」といいます。）につき、その交付を受けた日から当社の取締役もしくは執行役員、当社子会社の取締役もしくは執行役員、その他当社の取締役会が予め定める地位のいずれかの地位からも退任した直後の時点までの間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、本交付株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（2）本交付株式の無償取得

取締役（監査等委員である取締役を除く）が本譲渡制限期間中に、自己都合により任期中で退任した場合のその他本譲渡制限契約に定める事由に該当した場合、当社は、本交付株式の全部又は一部を当然に無償で取得する。

(3) 組織再編等における取り扱い

本譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、組織再編等の効力が発生する日の前営業日の直前時をもって、本交付株式についての譲渡制限が解除されるものとする。

第5号議案 監査等委員である取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社は、監査等委員である取締役に対しては、固定報酬を支給しており、2022年9月27日開催の第26期定時株主総会において、総額で年額55,000千円以内とご承認いただき、これまで継続して運用してまいりました。

今般、持続的な株価の向上による監査等委員である取締役と株主との価値共有をより一層図り、監査等委員である取締役に対しても当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与することを目的として、上記固定報酬とは別枠として、監査等委員である取締役を対象に当社株式を報酬として交付する株式報酬制度（以下、監査等委員である取締役を対象とする、本議案による信託スキームによる株式報酬制度を「本制度」といいます。）を導入いたしたく存じます。ただし、監査等委員である取締役は、客観的な立場から業務執行の妥当性を判断する経営監督機能を担っていることから、本制度に基づき監査等委員である取締役に交付する当社株式の数は、業績に連動しないものとします。

本議案につき原案どおり承認可決された場合における監査等委員である取締役の報酬等の種類、対象者及び報酬限度額等は、次の通りです。

報酬の種類	対象者	報酬限度額等
固定報酬 (金銭)	監査等委員である取締役	年額55,000千円
株式報酬	監査等委員である取締役	年額20,000千円（年間20,000株、1名あたりは年間10,000株） ※非業績連動報酬

本議案は、その内容につき、過半数が社外取締役によって構成される指名・報酬諮問委員会において、複数回にわたって審議し、取締役会において指名・報酬諮問委員会の答申内容を踏まえて審議した上で付議しております。また、本制度は、今後変更を予定している当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（本招集ご通知41頁～46頁をご参照ください。）とも合致していますので、本議案は、報酬導入の目的、取締役の報酬の水準等に照らして合理的な内容となっており、相当であると考えております。

なお、第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる監査等委員である取締役は3名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。※）が当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を取得し、当社が各取締役役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役役に対して交付される（ただし、下記3.の通り、当該株式については、当社と各取締役役との間で譲渡制限契約を締結することにより譲渡制限を付すものとします。）、という株式報酬制度です。

※ 当社は、2024年に第4号議案に記載の当初対象取締役役を対象とする原制度を導入した際に、その運用のために信託を設定しております。本制度も当該信託を用いて運用しますので、「本信託」とは、原制度に基づき設定した信託と同じ信託を指します。

取締役役が交付を受ける当社株式の数は、1ポイントあたり1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、1ポイントあたりの当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

① 本議案における本制度の対象者	当社の監査等委員である取締役
② ①の対象者に関する対象期間	2026年10月1日から2028年9月末日まで（ただし、当社の取締役役会の決定により、5年以内の期間を都度定めて延長することができるものとする）
③ ②の対象期間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が本信託に拠出する金銭の上限（注）	金40,000千円 （対象期間を延長した場合は、延長した対象期間の年数に金20,000千円を乗じた金額）
④ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり20,000ポイント （ただし、監査等委員である取締役1名あたり10,000ポイント）
⑤ ポイント付与基準	当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、一定数のポイント（非業績連動）を上記④の範囲内で付与

⑥ ①の対象者に対する当社株式の交付時期及び条件の概要	信託期間中の毎事業年度における一定の時期に、下記３．の譲渡制限契約を当社と締結すること他所定の手続を経ることを条件として、各取締役が本信託の受益権を取得し、本信託から当社株式の交付を受ける
⑦ ３．に定める譲渡制限契約における譲渡制限期間	当社株式の交付を受けた日から、当社の取締役もしくは執行役員、当社子会社の取締役もしくは執行役員、その他当社の取締役会が予め定める地位のいずれの地位からも退任した直後の時点まで
⑧ 本信託内の当社株式に係る議決権行使	当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に不行使とする
⑨ 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い	本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てる なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、株式交付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付する

注：当社は、2024年９月25日開催の第28期定時株主総会における決議に基づき、信託スキームによる株式報酬として当初対象取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金を本信託に信託しており、本信託はかかる本信託内の金銭を原資として当社株式を取得しています。かかる本信託内の当社株式には余剰があるため、本制度に基づく監査等委員である取締役に対する当社株式の交付も、かかる本信託内の当社株式をもって行うものとしますが、本信託内の当社株式数が本制度に基づき監査等委員である取締役に交付するために必要と見込まれる株数に不足し、かつ、本信託内の金銭が、かかる不足分の当社株式を取得するために必要な資金に不足する場合には、当社は、かかる不足分の当社株式の取得資金を本信託に追加信託します。

この場合には、本信託は、本信託内の金銭（当社が追加信託した金銭のほか、本信託に残存している金銭を含みます。）を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、追加取得します。ただし、本制度に基づき監査等委員である取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が2026年10月1日から2028年9月末日までの対象期間内に行う信託は、（2026年9月以前に当社が本信託に信託した金銭のうち本制度に基づき監査等委員である取締役に交付する株式数の株式取得金額に相当する金額もあわせ、）上記の表の③の上限金額以内になるように、かかる上限額の範囲内で行うものとします。

3. 監査等委員である取締役に交付される当社株式に係る譲渡制限契約

当社株式の監査等委員である取締役に對する交付に当たっては、当社と監査等委員である取締役との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします。

（1）譲渡制限期間

監査等委員である取締役は、本制度により交付を受けた株式（以下「本交付株式」といいます。）につき、その交付を受けた日から当社の取締役もしくは執行役員、当社子会社の取締役もしくは執行役員、その他当社の取締役会が予め定める地位のいずれかの地位からも退任した直後の時点までの間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、本交付株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（2）本交付株式の無償取得

監査等委員である取締役が本譲渡制限期間中に、自己都合により任期途中で退任した場合のその他本譲渡制限契約に定める事由に該当した場合、当社は、本交付株式の全部又は一部を当然に無償で取得する。

（3）組織再編等における取り扱い

本譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、組織再編等の効力が発生する日の前営業日の直前時をもって、本交付株式についての譲渡制限が解除されるものとする。

会社役員に関する事項

(1)取締役の氏名等（2026年6月30日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	森 川 徹 治	グループCEO、指名・報酬諮問委員会委員、 DIVA CORPORATION OF AMERICA CEO
取 締 役	春 日 尚 義	グループCFO、財務担当
取 締 役	ジョン ロバートソン	スノーフレーク・インク アジア太平洋・日本地域担当社長
取 締 役	鴨 居 達 哉	指名・報酬諮問委員会委員、 株式会社オートバックスセブン 社外取締役、 富士ソフト株式会社 社外取締役（監査等委員） エグゼク ティブチエアマン
取締役常勤監査等委員	野 城 剛	
取締役監査等委員	後 藤 千 恵	指名・報酬諮問委員会委員長、 さくら共同法律事務所 パートナー、 東邦ホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）
取締役監査等委員	中 野 誠	一橋大学大学院 経営管理研究科 教授

- (注) 1. 取締役ジョン ロバートソン氏及び取締役鴨居達哉氏は、社外取締役であります。
2. 取締役監査等委員後藤千恵氏及び取締役監査等委員中野誠氏は、社外取締役であります。
3. 取締役監査等委員野城剛氏及び後藤千恵氏は、公認会計士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、取締役監査等委員中野誠氏は、その学識経験により財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、取締役監査等委員野城剛氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、取締役ジョン ロバートソン氏、取締役鴨居達哉氏、取締役監査等委員後藤千恵氏及び取締役監査等委員中野誠氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
6. 取締役鴨居達哉氏及び取締役監査等委員中野誠氏は、当社の株主となっておりますが、所有比率はいずれも0.1%未満であり主要株主ではなく、同氏と当社との間に特別の利害関係はなく、一般の株主と利益相反が生じる立場にはないと判断しております。上記その他の取締役と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査等委員と会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該契約は、当社及び子会社の取締役、監査等委員である取締役、監査役、執行役員等を被保険者とし、全ての被保険者について保険料は当社が全額負担しております。当該保険により被保険者が職務執行によって保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に生じる損害賠償金、和解金、示談金、及び被保険者が支払うべきとされる争訟費用等の損害を填補することとしておりますが、背信行為、犯罪行為、詐欺行為、故意の違反行為、及びインサイダー取引等に起因する損害賠償請求は、当該契約により填補されません。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者、社外役員としての重要な兼職に関する事項

地 位	氏 名	兼職の内容	兼職する法人等	当社との関係
取締役	ジョン・ロバートソン	アジア太平洋・日本地域担当社長	スノーフレーク・インク	同氏がアジア太平洋・日本地域担当社長を務めるスノーフレーク・インクと当社の全額出資子会社である株式会社ジールは、ソリューションパートナー契約を締結しており、スノーフレーク・インクが提供する製品について取引がありますが、その金額は連結売上高の1%未満と当社が社外取締役の独立性基準に定める2%の範囲内であり、当社の意思決定に際して影響を与えるおそれはありません。
取締役	鴨居達哉	社外取締役 社外取締役（監査等委員） エグゼクティブチエスマン	株式会社オートバックスセブン 富士ソフト株式会社	当社は、同氏が兼職する両社と取引その他の関係はありません。
取締役 （監査等委員）	後藤千恵	パートナー 社外取締役（監査等委員）	さくら共同法律事務所 東邦ホールディングス株式会社	同氏が社外取締役（監査等委員）を務める東邦ホールディングス株式会社と当社の全額出資子会社である株式会社ディーバ及び株式会社インターネットディスクロージャーは取引がありますが、その金額は連結売上高の0.1%未満と当社が社外取締役の独立性基準に定める2%の範囲内であり、当社の意思決定に際して影響を与えるおそれはありません。また、さくら共同法律事務所とは取引その他の関係はありません。
取締役 （監査等委員）	中野 誠	教授	一橋大学大学院	同氏が教授を務める一橋大学大学院と主に寄付講座及び経営者育成プログラムに伴う取引がありますが、その金額は連結売上高の0.1%未満と当社が社外取締役の独立性基準に定める2%の範囲内であり、寄付金額は当社が社外取締役の独立性基準に定める1,500万円未満であることから、当社の意思決定に際して影響を与えるおそれはありません。

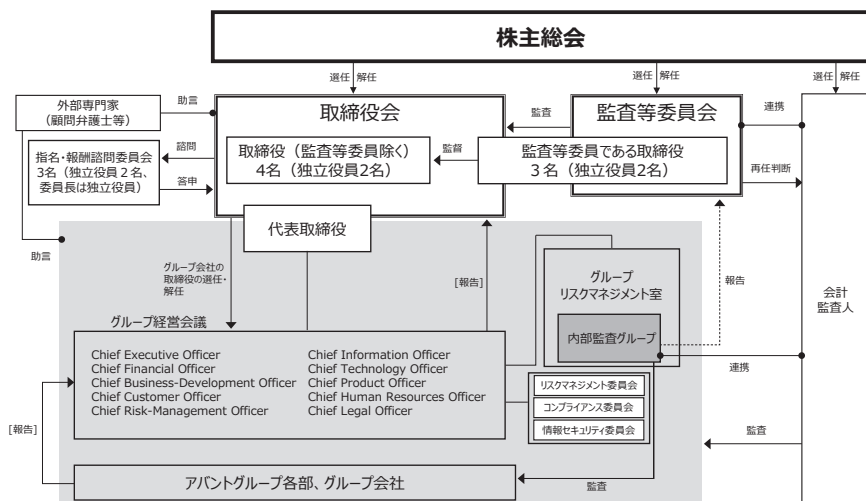
② 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して
行った職務の概要

	活 動 状 況
取締役 ジョン ロバートソン	当事業年度に開催された取締役会13回のうち11回に出席しており、最新のIT技術に対する深い知識を備え、当社のビジョンBE GLOBALやAIによる環境変化における企業価値向上の実現のために適宜、質問、発言を行っております。
取締役 鴨 居 達 哉	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席しており、経営者としての視点並びに人事領域での深い経験に基づいた質問、発言を行っております。また指名・報酬諮問委員会委員としても、人事領域での知見・経験を活かして委員会の実効性の向上に尽力いただいております。
取締役 (監査等委員) 後 藤 千 恵	当事業年度に開催された取締役会13回の全て、監査等委員会18回の全てに出席しており、法律・会計専門家としての豊富な知見を活かし、適宜、質問、発言を行っております。また指名・報酬諮問委員会委員長としても、積極的に委員会を牽引しているほか、取締役・執行役員に対する意見聴取を行うなど、委員会の実効性の向上に尽力いただいております。
取締役 (監査等委員) 中 野 誠	当事業年度に開催された取締役会13回の全て、監査等委員会18回の全てに出席しており、経営学、会計学、コーポレート・ファイナンスの専門家としての豊富な知見を活かし、ガバナンス視点、戦略的視点から適宜、質問、発言を行っております。

【ご参考】コーポレート・ガバナンス体制

アバントグループでは、2022年9月27日開催の第26期定時株主総会における決議により監査等委員会設置会社に移行し、取締役会が経営戦略機能に特化し、執行状況をモニタリングする体制にシフトしております。なお、権限委譲する業務執行決定権限は、取締役会の多様性の変化及びグループCEOの交代等に対応できるよう、毎定時株主総会終了直後の取締役会にて見直して決定する取締役会規程としております。また、2025年7月23日開催の取締役会決議により、報酬諮問委員会に代えて指名・報酬諮問委員会を設置する旨の制度変更をしております。指名・報酬諮問委員会は、主に取締役の選解任に関する事項、後継者計画に関する事項、監査等委員を除く取締役の個別報酬に関する事項等を一体的に審議し、取締役会に答申いたします。

100年企業の創造の観点からコーポレート・ガバナンスの在り方を模索する中で、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。



【ご参考】役員の選任・解任基準

取締役の選任・解任基準について、当社が定めたコーポレート・ガバナンス基本方針にて、以下のように定めております。

1. 当社の取締役は、知識・経験・能力・多様性に十分に考慮しながら、以下の基準を満たす者を候補者とする。
 - ①当社の経営理念をよく理解し精励している者
 - ②会社経営に必要な広範な知識を有すること
 - ③取締役会の構成員として会社の重要な業務執行を決定するに十分な資質を有すること
 - ④取締役相互の牽制・監視機能の強化に資し、取締役会の実効性確保に貢献できること
2. 当社の社外取締役は、前項に定める基準に加え、コーポレート・ガバナンス基本方針に定める独立性基準を満たす者とする。
3. 取締役の候補者は、指名・報酬諮問委員会の答申・助言を得て、取締役会で審議、決定し指名される。
4. 監査等委員である取締役を除く取締役はその任期を1年とする。なお、再任は妨げないものとする。
5. 取締役会は、取締役が以下の取締役解任議案付議基準に該当する行為を行ったと認められる場合、取締役解任議案の付議を行う。
 - ①法令及び定款に違反する行為又はその恐れのある行為があった場合
 - ②取締役選任の各要件を欠くことが明らかになった場合
 - ③その他、取締役指名要件に合致しないと認められる事由がある場合

【ご参考】取締役会の主な議題

当事業年度におきましては、取締役会は13回開催され、総時間1,639分のうち、株価並びに月次業績状況の報告等の財務については541分（約33.0%）、中期経営計画の実現に向けた現状とのギャップに関する課題状況の報告等の経営戦略については583分（約35.6%）、DIVACYGNET PRIVATE LIMITEDにおける合弁解消の件等の投資については232分（約14.2%）、リスクマネジメント委員会報告等のガバナンスについては280分（約17.1%）の時間を割いて報告・議論が行われております。主な議題は以下の通りであります。

決議事項	報告・討議事項
● 米国子会社の増資について ● 執行権限委譲の件 ● 自己株式の取得について ● DIVACYGNET PRIVATE LIMITEDにおける合弁解消の件 ● マネジメントリスクプロテクション保険の締結 ● DIVA INDIA新定款承認の件 ● DIVA INDIA本店所在地移転の件	● 次世代のマネジメント体制についてのディスカッション ● 中期経営計画の実現に向けた現状とのギャップに関する課題状況の報告 ● 投資委員会における検討状況の報告 ● 機関投資家とのミーティング状況の報告 ● 株価対策についての議論 ● AVANTの中期経営計画ローリング・フォーキャスト・マネジメントについて ● ZEALの中期経営計画ローリング・フォーキャスト・マネジメントについて ● リスクマネジメント委員会報告 ● コンプライアンス委員会報告 ● 情報セキュリティ委員会報告 ● 内部統制の運用状況の報告 ● 取締役会実効性評価の報告 ● 株主総会の振り返り

【ご参考】 役員のスキルマトリクス

当社の取締役会は企業価値の向上を目的として、リーダーシップ（経営者経験）、IT業界/SaaS経験、企業価値の知見、Globalビジネスの経験、組織・人財への知見、財務・会計、法務・コンプライアンスといった多様かつ専門的な経験・知見を有する候補者の中からダイバーシティにも配慮しながら選任しており、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件」並びに第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」を原案通り承認可決いただいた場合、当社の取締役会は以下のスキルマトリクスで構成されます。また、当社の取締役会は監査等委員でない取締役3名（うち社外及び独立役員2名、女性1名）と監査等委員である取締役3名（うち社外及び独立役員2名、女性1名）で構成され、取締役会として人財の多様性や知識・経験・能力のバランスは十分に考慮され、高度な意思決定能力を保つ水準であると考えております。

	取締役			監査等委員である取締役		
	森川 徹治	中条 薫	安部 和志	春日 尚義	後藤 千恵	中野 誠
財務・会計の知見				●	●	●
法務・コンプライアンスの知見					●	
リーダーシップ （経営者経験）	●	●	●			
IT業界/SaaS経験	●	●				
企業価値の知見	●			●		●
Globalビジネスの経験		●	●	●		
組織・人財への知見	●	●	●	●	●	●

【ご参考】社外取締役の独立性基準

社外取締役は、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。

- ①現在及び過去10年間に於いて当社又は当社の子会社もしくは関連会社（以下、総称して「当社グループ」という）の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、社員）であった者
- ②当社の総議決権数の10%以上を直接もしくは間接に有する者又はその業務執行者
- ③当社グループを主要取引（注1）先とする、又は当社グループが主要取引（注1）先とする者又はその業務執行者
- ④当社グループに対してコンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士等による専門的サービスを提供する対価として、役員報酬以外に多額（注2）の金銭その他の財産上の利益を得ている者もしくはその業務執行者
- ⑤当社グループから年間1,500万円を超える寄付、助成金を受けている者もしくはその業務執行者
- ⑥当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- ⑦当社グループの業務執行者を役員に選任している会社の業務執行者
- ⑧過去3年間に於いて上記②～⑦に該当する者
- ⑨上記①～⑧に該当する者の配偶者もしくは二親等以内の親族

（注1）主要取引とは、年間連結売上高の2%を超える金銭の授受を伴う取引もしくは、連結総資産の2%を超える金銭の融資をいう。

（注2）多額とは、専門的サービスを提供する者が個人の場合は、当社グループから受け取った役員報酬を除く当該利益が直近事業年度において年間1,500万円を超えることをいい、専門的サービスを提供する者が法人・組合等の団体の場合は当社グループから受け取った当該利益が直近事業年度において当該団体の年間総収入の2%もしくは金額1,500万円のいずれか高い方を超えることをいう。

【ご参考】取締役会の実効性評価

当社は、持続的な企業価値向上を実現することを目的に、取締役会の責務・構成・運営等に対する課題を認識し、継続的な改善に取り組んでいます。取締役会は、毎年各取締役の自己評価等を踏まえ取締役会の実効性に関する分析・評価を実施しています。

<評価方法>

分析・評価の独立性・客観性を高める観点から第三者機関による評価を2018年6月期、2019年6月期と実施してきましたが、定量評価が中心で課題が明確になりにくいと取締役会の指摘があり、2020年6月期以降は当社独自のアンケート調査を中心に、適宜第三者機関による取締役・監査役に対するインタビューを行うこととしました。

2021年6月以降はより明確に課題を把握するため、課題の評価と対応策について意見を記述できるようアンケートフォームを独自に作成して実施しております。アンケート調査は2026年6月に自社製品である取締役会DXクラウド「TRINITY BOARD」のアンケート機能を活用して監査等委員会を含む全取締役に対して実施し、その結果を2026年8月5日の取締役会に報告しております。

<評価結果の概要>

アンケート回答を総括すると、これまでと同様に、取締役会並びに指名・報酬諮問委員会は有効に機能していることが見え、また、取締役会DXクラウド「TRINITY BOARD」の活用を通じて効率的な運営がなされていることや、オフサイトミーティングの開催によるモニタリング強化への取り組みもあり、高い実効性を維持していると評価されました。一方で、指摘のあった以下の点については課題と認識しております。

(1) 取締役会の組織について

- ・グループCEOをはじめとしたマネジメントチームのサクセッションについての議論の深耕
- ・AIを含むITの急進にかかる知見、業界の動向を先取りできる鋭敏な感覚といったスキルが必要
- ・米国でのIT分野における起業や経営経験を有する経営者人財の参加

(2) 取締役会の議題について

- ・グループ会社合めて人的資本投資（人財育成・採用・育成方針）の状況を確認したい

(3) 取締役会の運営について

- ・「TRINITY BOARD」への資料の提出が遅いことが見受けられるため改善を期待する
- ・取締役会資料の量を減らし、本質的な議論に踏み込めるように資料の改善を期待したい

<今後の対応>

以上の指摘を踏まえ、2027年6月期の取締役会の運営については以下の対応を推し進めることを報告しております。

- (1) マネジメントチームのサクセッションにつながる議論の継続
- (2) 取締役会資料提出の早期化と論点の明示化
- (3) 人的資本投資（人財育成・採用・育成方針）の状況報告の強化

役員報酬制度

1. 役員の個人別の報酬等の内容（額とその算定方法）の決定方針及び決定方法

（1）報酬体系・報酬額決定プロセス

当社の役員報酬の決定に関する方針及び算定方法、取締役・執行役員の報酬体系・報酬額等の基準については、取締役会決議により決定しており、その内容の概要は、下記（3）の通りです。

また、決定プロセスの独立性、客観性、説明責任を強化するため、任意の諮問機関として、指名・報酬諮問委員会を設置しております。指名・報酬諮問委員会は独立役員2名と代表取締役グループCEOの計3名で構成し、委員長は独立社外取締役から選任します。

当事業年度の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個別の報酬等については、各取締役の職務内容や責任範囲、市場全体あるいは業界全体の水準を勘案し、取締役会が指名・報酬諮問委員会に諮問し、同委員会の答申・助言を得て、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会決議により決定しております。

（2）基本方針

中長期的な企業価値向上と株主との価値共有を目指し、継続的な成長を実現するためのインセンティブ体系とする。

①中期経営戦略達成を前提に、事業の短期・中期的成長に向けて強い動機づけを図る。

②ステークホルダーへの説明責任を果たすため、評価指標は、高い客観性・透明性を確保する。

③経営陣のモチベーションを効果的に引き出し、優秀な人財を確保・維持できる金額水準とする。

（3）取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本（3）において同じです。）の報酬は、固定報酬（金銭）、短期業績連動報酬（金銭）、中長期業績連動報酬（株式）の3つで構成されています。各報酬の割合は、業績目標達成時を目安（短期業績インセンティブ係数100%を基準）として、固定報酬（金銭）45%～50%、短期業績連動報酬（金銭）15%～20%、中長期業績連動報酬（株式）35%としております。

なお、社外取締役は業務執行から独立した立場であるため、業績連動報酬は適用せず、固定報酬を支給しております。

報酬制度の概要は次頁の表の通りです。

報酬の種類	概要
固定報酬 (金銭)	● 求められる能力及び責任に見合った報酬を勘案し、役職別に基準額を月額同額報酬として毎月支給する。
短期業績 連動報酬 (金銭)	● 事業年度毎の業績等に連動し、事業年度毎に支給額を決定し、9月末に金銭にて支給する。 ● 当社の中長期経営戦略、中期経営計画、年度業績の中で一貫して重視されている連結税引後純利益の対前年比増減を指標とする。 ● 役位等に応じて定める基準額（業績連動賞与基準額）に対して、連結税引後純利益の対前年度からの変動に応じて0%（連結税引後純利益の対前年度比100%以下）から150%（同対前年度比137.5%以上）の範囲で設定される短期インセンティブ係数を乗ずることで金額を算出する。
中長期業績 連動報酬 (株式)	● より長期に渡る当社の企業価値の向上を図るインセンティブを取締役に与え、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、対象期間終了時に対象期間における当社の企業価値を示す代表指標である当社株式成長率に応じて算定する数の当社普通株式を交付する。 ● 当社株式成長率は、対象期間中の当社TSR（Total Shareholder Return（株主総利回り））を、対象期間中の東証株価指数（TOPIX）の成長率で除して算出する。 ● 対象期間終了後10月の取締役会にて決定しその後支給する。 ● 対象取締役に対して金銭報酬債権を支給することとし、当社による株式の発行又は自己株式の処分に際して、その金銭報酬債権の全部を現物出資させることで当社株式を交付する。

- 対象期間その他の支給条件の概要は以下の通り。

<2023年9月27日開催の第27期定時株主総会決議による改定前制度>

- ・対象期間は毎期開始する3年間。
- ・当社取締役会で決定した株式数（基準交付株式数）に対して、対象期間における当社株式成長率に応じて0%（当社株式成長率が100%未満）から100%（当社株式成長率が150%超）の範囲で決定される株式交付割合を乗じて算定される数の当社普通株式を交付。
- ・ただし、代表取締役社長については、親会社株主に帰属する当期純利益から特別損益（税引後）を控除した調整後利益額を期中平均株式数で除した調整後1株利益について、対象期間の年率成長率（CAGR）が18%を下回る場合は交付しない。

<2023年9月27日開催の第27期定時株主総会決議による改定後制度（注）>

- ・対象期間は1年（初回対象期間は2023年9月～2024年9月）。
- ・パートⅠとパートⅡにより構成され、いずれも対象期間中に当社の取締役会の定める一定の非違行為等がなかったことを条件として支給する。

①パートⅠ

対象期間が開始した月（毎年9月）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値と対象期間が終了する月（翌年9月）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値を比較して、後者が前者を上回ることを条件として、当社取締役会において決定した数の当社普通株式を交付。

②パートⅡ

当社取締役会で決定した株式数（基準交付株式数）に対して、対象期間における当社株式成長率に応じて0%（当社株式成長率が100%未満）から100%（当社株式成長率が150%超）の範囲で決定される株式交付割合を乗じて算定される数の当社普通株式を交付。

（注）中長期業績連動報酬（株式）については、2024年9月25日開催の第28期定時株主総会決議により、2024年9月～2025年9月の対象期間以降は当社が金銭を拠出することにより設定する信託を通じて当社の普通株式を交付するスキームに変更するとともに、当該取締役が当社の取締役等、当社の取締役会が予め定める地位のいずれかの地位からも退任した直後の時点までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をできない譲渡制限を付す旨の改定をしております。なお、1事業年度当たりの支給金額及び制度の対象となる取締役に対する交付株式数等の実質に変更はございません。

＜新旧両制度に基づく中長期業績連動報酬（株式）の支給イメージ＞

	第27期 (23年6月期)	第28期 (24年6月期)	第29期 (25年6月期)	第30期 (26年6月期)	第31期 (27年6月期)	第32期 (28年6月期)
第27期評価開始分 (改定前制度)	対象期間 (2022. 9から3年間)			支給決定 (2025. 10)		
第28期評価開始分 (改定後制度)		対象期間 (2023. 9から 1年間)	支給決定 (2024. 10)			
第29期評価開始分 (改定後制度)			対象期間 (2024. 9から 1年間)	支給決定 (注2) (2025. 10)		
第30期評価開始分 (改定後制度)				対象期間 (2025. 9から 1年間)	支給決定 (注1)(注2) (2026. 10)	
第31期評価開始分 (改定後制度)					対象期間 (2026. 9から 1年間)	支給決定 (注1)(注2) (2027. 10)

(注1) 対象期間終了後の10月の取締役会にて各対象取締役に対してこれらを支給するか否か等につき決定をするため、現時点において当社普通株式交付をするか否か等は確定しておりません。

(注2) 交付株式につき、交付日から当社の取締役等、当社の取締役会が予め定める地位のいずれかの地位からも退任した直後の時点までの間、譲渡制限が付されません。

（４）監査等委員である取締役の報酬

監査等委員である取締役の報酬額は、固定報酬を支給することとしており、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、常勤と非常勤の別、社内取締役と社外取締役の別、業務の分担等を勘案し、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

2. 株主総会決議に関する事項

株主総会で決議された取締役の報酬限度額等については下記の通りです。

報酬の種類	決議年月日	対象者	報酬限度額等	決議時の 員数
固定報酬 (金銭)	2022年9月27日 (第26期定時株主総会)	取締役(監査等 委員である取締 役を除く。)	年額150,000千円	4名 (うち社 外取締役 2名)
短期業績連動 報酬 (金銭)	2022年9月27日 (第26期定時株主総会)	取締役(監査等 委員である取締 役及び社外取締 役を除く。)	年額41,250千円 (1名当たり)	2名
中長期業績連動 報酬 (株式)	2022年9月27日 (第26期定時株主総会)	取締役(監査等 委員である取締 役及び社外取締 役を除く。)	年額100,000千円 (年間100,000株、 1名当たりは年間 60,000株)	2名
固定報酬 (金銭)	2022年9月27日 (第26期定時株主総会)	監査等委員であ る取締役	年額55,000千円	3名

3. 取締役の報酬等の額

当事業年度における取締役の報酬等の額は下記の通りです。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等については、上記 1 に記載の算定プロセスについての説明を受けるなどして、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役の個人別の報酬等の決定方針に沿うものであると取締役会として判断しております。

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		固定報酬 (金銭)	短期 業績連動報酬 (金銭)	中長期 業績連動報酬 (株式)	
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	108百万円 (20百万円)	108百万円 (20百万円)	－ (－)	－ (－)	4 名 (2 名)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	38百万円 (22百万円)	38百万円 (22百万円)	－ (－)	－ (－)	3 名 (2 名)
合 計 （うち社外取締役）	146百万円 (42百万円)	146百万円 (42百万円)	－ (－)	－ (－)	7 名 (4 名)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 中長期業績連動報酬（株式）は、当事業年度に会計上の費用として計上された額を記載しております。
3. 短期業績連動報酬（金銭）の業績指標となる当連結会計年度の当期連結税引後純利益は 2,985百万円で、前期連結税引後純利益（3,434百万円）を下回り、短期業績連動報酬の支給要件を満たさなかったため、短期業績連動報酬は支給しておりません。
4. 当事業年度に支給するか否か等につき決定をした中長期業績連動報酬（株式）のうち、改定前制度に基づく2022年9月から2025年9月までを対象期間とするものについては、対象期間中の当社TSR（Total Shareholder Return（株主総利回り））は112.9%、TOPIX成長率163.1%となり、業績指標である当社株式成長率は69.2%となりました。これは当社株式成長率が100%未満の場合にあたるため、株式交付割合は0%となり、中期業績連動報酬は支給しておりません。
5. 当事業年度に支給するか否か等につき決定をした中長期業績連動報酬（株式）のうち、改定後制度に基づく2024年9月から2025年9月までを対象期間とするものについて、パートⅠとの関係では2024年9月の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値を、2025年9月の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値が下回り、パートⅠに関する中期業績連動報酬の支給要件を満たさなかったため、パートⅠに関する中期業績連動報酬は支給しておりません。パートⅡに関しては、対象期間中の当社TSR（Total Shareholder Return（株主総利回り））は74.4%、TOPIX成長率119.2%となり、業績指標である当社株式成長率は62.4%となりました。これは当社株式成長率が100%未満の場合にあたるため、株式交付割合は0%となり、パートⅡに関する中期業績連動報酬は支給しておりません。

4. ご参考

当社は2027年6月期より、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針のうち、原則として毎年一定の時期に株式を交付する信託を用いた株式報酬制度の対象者を拡張し、新たに社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役に対しても非業績連動報酬として株式報酬を支給することとし、株式交付に当たっての基準や手続は、取締役会が定める株式交付規程により決定するものとする旨の内容に改定する予定です。

改定の内容につきましては、第4号議案及び第5号議案について株主の皆様のご承認をいただくことを条件としております。改定内容については、当該各議案をご参照ください。

コンプライアンスとリスクマネジメント

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は、次の通りであります。

<決定内容の概要>

1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役は、グループの行動基準を遵守し、法令・定款及び取締役会規程、その他社内諸規則等に則り、率先垂範して適切に業務を執行し、使用人への周知徹底を図る。
- ・リスクマネジメント委員会の委員長が指名した当社グループ各社のリスク管理責任者は、リスクマネジメント委員会において重要リスク及びその対応について審議・検討するとともに、グループ全体のリスク管理状況を定期的に取締役会へ報告する。
- ・コンプライアンス委員会の委員長が指名した当社グループ各社のコンプライアンス責任者は、コンプライアンス委員会においてコンプライアンス状況及び重要課題への対応について審議・検討するとともに、取締役会へ報告する。
- ・法令違反その他法令上疑義のある行為等については、外部の弁護士及び監査等委員である取締役を窓口とする内部通報制度を構築し、運用する。
- ・監査等委員は、監査等委員会が定めた監査方針のもと、取締役会ほか重要な会議への出席、業務執行の状況の調査等を通じて、取締役の職務の執行を監査する。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び取締役会規程・文書管理規程、その他の関連規程に基づき、適切に保存及び管理する。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・業績の進捗状況及び経費管理の徹底について、ローリング・フォーキャスト・マネジメントによる業績状況把握を経営環境に応じたサイクルで実施することにより、業務及び資金の適切な管理とともに、リスクの未然防止を図る。
- ・リスクマネジメント委員会を設置し、グループCRO（Chief Risk-Management Officer）を中心として、グループ全体の重要リスクを網羅的に把握・評価するとともに、中期経営計画の達成及び事業基盤に影響を及ぼすリスクを整理した「経営危機リスト」を活用し、リスク対応方針を審議し、その結果を取締役会へ報告する。
- ・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス、情報資産その他事業に関するリスクについて、必要な規程・マニュアル等を整備するとともに、教育・啓発活動を通じてコンプライアンス意識の向上を図る。
- ・情報セキュリティ委員会を設置し、情報資産の適切な管理、サイバーセキュリティリスクへの対応及びサイバーレジリエンスの強化を推進する。
- ・業務遂行上の必要に応じ、弁護士・会計監査人・税理士等の専門知識を有する第三者者に相談、助言・指導を受けるものとする。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社の取締役会は、月1回の定時取締役会を基本とし、必要に応じて随時取締役会を開催し、意思決定及び迅速な業務執行を行うとともに、取締役の経営上重要な決定及び業務執行の状況について監督する。
- ・取締役を責任者又は委員とする各種会議体・委員会は、規程に定められた権限の範囲内において、業務執行の審議・決定等を行う。
- ・グループ経営会議を設置し、各CxOがグループ経営上の重要事項について審議を行い、その内容を取締役会へ報告することにより、迅速かつ適切な経営判断を支援する。
- ・経営方針、事業計画に基づく組織編成により、経営の分権化を推進する。
- ・経営責任を明確化し、経営環境の変化に対応するため、監査等委員でない取締役の任期は1年とする。

5) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、内部統制システムの整備・改善を支援し、子会社と協力して推進する。
- ・当社子会社は、経営指導・経営管理契約書を締結し、取締役等の職務の執行に関わる重要事項について当社が報告を受ける体制とする。当社子会社の取締役会が重要事項を決定するものの、グループにとって重要な影響のある（ア）投資（イ）役員人事（ウ）資本政策を含むファイナンスの3点に関しては当社から承認を得ることとする。
- ・当社子会社は、月1回の定時取締役会を基本とし、必要に応じて随時取締役会を開催し、意思決定及び迅速な業務執行を行うとともに、当社の法務部門が開催状況を確認する。
- ・当社子会社従業員は、法令・定款及び社内諸規則違反もしくは社会通念に反する行為が行われていることを知った時には、内部通報制度窓口へ報告又は相談する。
- ・当社子会社の法令遵守その他コンプライアンスに係る問題については、コンプライアンス委員会にて支援を実施する。
- ・当社子会社の業績の進捗状況及び経費管理の徹底について、予算管理規程に従い、ローリング・フォーキャスト・マネジメントによる業績状況把握を経営環境に応じたサイクルで実施し、業務及び資金の適切な管理と当社への報告により、リスクの未然防止を図る。
- ・当社子会社の業務の適正の確保については、内部監査部門により定期的に内部監査を実施するとともに、リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会及び情報セキュリティ委員会との連携を図り、グループ全体の内部統制の実効性向上に努める。

6) 監査等委員の職務を補助する使用人に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- ・監査等委員会がその職務を補助すべき事務局の設置を取締役に求めた場合には、内外から適切な人財を選任して事務局を設置する。使用人の場合は、監査等委員会の指揮命令に従う旨を周知徹底させる。

7) 監査等委員ではない取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員に報告をするための体制

- ・監査等委員は、取締役会ほか重要な会議に出席し、監査に必要な書類を閲覧し、取締役及び使用人にその説明を求めることができる。
- ・当社及び当社子会社の取締役、監査役、使用人は、当社の監査等委員会に対して、会社の業務や業績等に重要な影響を及ぼす事項を報告する。
- ・監査等委員会へ報告を行ったことを理由として、報告を行った者に対して不利益な取扱いを行うことを禁止する。

8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査等委員会は代表取締役社長と定期的に会合を持ち、業務執行方針、対処すべきリスク・課題、監査上の重要課題などの意見交換を行う。
- ・監査等委員会は会計監査人と定期的に意見交換を行う。
- ・監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払又は償還を請求した場合には、必要でないと認められた場合を除き、当該費用を会社が負担する。

9) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方

反社会的勢力への排除に関しては、内部統制システムに関する基本方針で定めるほか、次の通り体制の整備に努める。

- ①グループの行動基準にて反社会的勢力の排除、及び反社会的行為の禁止を宣言し、役員・従業員から毎年「行動基準・秘密情報の管理」に関する誓約書を受領する。
- ②総務部門を担当部署として、不当要求防止責任者を選任し、反社会的勢力の排除に対して所轄警察との連携等を行う。また、取引先については基本契約締結時に反社会的勢力に関する確認を行い、反社会的勢力の排除に関する周知・徹底及び対応強化に努める。

<運用状況の概要>

当社は、業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初より内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に調査を実施しており、取締役会に調査内容を報告しております。また、調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は以下の通りです。

- ・取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実化を図るため、監査等委員会設置会社を選択しております。
- ・リスクマネジメント委員会を定期的に開催し、グループ横断で変化する事業環境に応じたリスクの見直し及びその対策の検討を行ったほか、取締役会は、グループCROより報告を受けリスクマネジメント状況の把握に努めました。
- ・コンプライアンス委員会を定期的に開催し、グループ横断でコンプライアンスの徹底を図ったほか、取締役会は、グループCLOより報告を受けコンプライアンスマネジメント状況の把握に努めました。
- ・情報セキュリティ委員会を定期的に開催し、グループ横断で情報資産の管理及び情報セキュリティの強化に努めました。取締役会は、グループCIOより報告を受け情報セキュリティマネジメント状況の把握に努めました。
- ・当期は13回の取締役会を開催し、中期経営計画の進捗確認とその課題対応とガバナンス強化のための議題に注力して監督を行いました。
- ・監査等委員は、取締役会、グループ経営会議並びに子会社の取締役会等の重要会議に出席し、また、代表取締役社長や会計監査人との定期的な意見交換を行い、監査の実効性の確保に努めました。

事業報告

(2025年7月1日から
2026年6月30日まで)

企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における連結業績は以下の通りです。

(単位:百万円)

	第29期 (2025年6月期)	第30期 (2026年6月期) (当連結会計年度)	前連結会計年度比	
			増減額	増減率(%)
売上高	28,227	30,481	2,253	8.0
営業利益	4,604	4,697	93	2.0
経常利益	4,613	4,573	△39	△0.9
親会社株主に帰属する 当期純利益	3,434	2,985	△449	△13.1

連結売上高に関しては、お客様である日本企業の間で中長期的なトレンドとなりつつある「データ及びデジタル技術を活用した企業経営・企業活動の高度化」を通じた競争力維持・強化のための投資ニーズは基本的な情報環境整備に伴い一定の落ち着きが見られるものの、引き続き堅調であり、連結決算開示事業、デジタルトランスフォーメーション推進事業を中心に売上成長を実現したことにより、30,481百万円(前年同期比8.0%増)と増収になりました。

利益に関しては、業容拡大に応じた人件費、採用費及びIT費用、オフィスの移転及び増床に伴うオフィス費用、ソフトウェアビジネス強化を中心とした将来成長を実現するための投資性の費用等が増加したことに加え、一過性費用である受注損失引当金の計上があったものの、ソフトウェアビジネスの成長による利益率の向上及び自社リソースを補うための外注加工費が減少したこともあり、営業利益は4,697百万円(前年同期比2.0%増)と増益になりました。一方で、投資事業組合運用損、自己株式取得に伴う支払手数料の増加、前年同期に計上した株式売却益の反動の影響もあり、経常利益は4,573百万円(前年同期比0.9%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は2,985百万円(前年同期比13.1%減)となりました。

なお、当社は当連結会計年度より、事業セグメントの区分方法を見直し、株式会社ディーバを「連結決算開示事業」、株式会社ジールを「デジタルトランスフォーメーション推進事業」、株式会社アバントを「経営管理ソリューション事業」と、1社1セグメントで構成し、その他の小規模法人については「その他」に区分するように変更しております。これに伴い、各セグメントの前年同期の実績値を変更後のセグメント区分に組み替えて表記しております。

各セグメントの状況は以下の通りです。

① 売上高

(単位:百万円)

	第29期 (2025年6月期)	第30期 (2026年6月期) (当連結会計年度)	前連結会計年度比	
			増減額	増減率(%)
連結決算開示事業	8,301	9,648	1,346	16.2
デジタルトランス フォーメーション 推進事業	10,318	11,022	703	6.8
経営管理 ソリューション事業	9,520	9,685	164	1.7
その他	437	531	94	21.5
セグメント間 取引消去	△349	△405	△55	—
連結売上高	28,227	30,481	2,253	8.0

② 営業利益

(単位:百万円)

	第29期 (2025年6月期)	第30期 (2026年6月期) (当連結会計年度)	前連結会計年度比	
			増減額	増減率(%)
連結決算開示事業	2,006	2,923	917	45.7
デジタルトランス フォーメーション 推進事業	1,716	1,717	1	0.1
経営管理 ソリューション事業	1,772	1,129	△643	△36.3
その他	99	104	4	4.7
全社費用及び当社と セグメントとの取引消去等	△990	△1,176	△186	—
連結営業利益	4,604	4,697	93	2.0

連結決算開示事業については、当連結会計年度より一部の保守サービスの取引が経営管理ソリューション事業から商流変更されたことに加え、アウトソーシングビジネスが引き続き増収に貢献したことにより、売上高9,648百万円(前年同期比16.2%増)と増収になりました。収益性の面においては、人員増加やオフィスの増床に伴う人件費及びオフィス費用の増加といったコスト増の要因はあるものの、採用費の減少に加え、生産性の向上及びソフトウェアビジネスにおけるクラウド移行の推進等の影響で利益率が向上したことにより、営業利益は2,923百万円(前年同期比45.7%増)と売上増を大きく上回る増益率となりました。

デジタルトランスフォーメーション推進事業については、顧客ニーズの高度化に伴い一定の落ち着きが見られ、加えて、一部の案件のキャンセルが発生したものの、経営や事業推進に関わる意思決定にデータを活用するニーズは引き続き堅調であり、売上高は11,022百万円(前年同期比6.8%増)と増収になりました。自社リソースを補うための外注費は減少しましたが、売上成長を支えるための人員増に伴う人件費の増加、オフィスの移転に伴う一時費用やオフィス費用等のコスト増に加え、前述の一部の案件のキャンセルによって収益性が悪化した影響もあり、営業利益は1,717百万円(前年同期比0.1%増)とほぼ横ばいとなりました。

経営管理ソリューション事業については、ソフトウェアビジネスの売上は増加しているものの、当連結会計年度より一部の保守サービスの取引が連結決算開示事業に商流変更された影響もあり、売上高9,685百万円(前年同期比1.7%増)の微増となりました。上記要因によって売上成長が限定的となったことに加え、将来成長のための人員確保に伴う人件費増及びソフトウェアビジネス強化のための研究開発費、マーケティング費用、外注費の増加、一過性費用である受注損失引当金の計上等の影響もあり、営業利益は1,129百万円(前年同期比36.3%減)と減益になりました。

当連結会計年度の受注及び販売の状況は、次の通りであります。

受注及び販売の状況

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2025年7月1日から 2026年6月30日まで)		
	販売実績	受注高	受注残高
連結決算開示事業	9,648	10,770	6,112
デジタルトランスフォーメーション推進事業	11,022	11,005	1,995
経営管理ソリューション事業	9,685	10,274	3,761
その他	531	543	211
セグメント間取引消去	△405	△492	△963
合計	30,481	32,102	11,118

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額 547百万円(ソフトウェアを含む)

主要な設備投資の内容は、事務所設備及び自社利用ソフトウェアの購入であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第27期 (2023年6月期)	第28期 (2024年6月期)	第29期 (2025年6月期)	第30期 (2026年6月期) (当連結会計年度)
売上高(百万円)	21,424	24,419	28,227	30,481
経常利益(百万円)	3,265	4,121	4,613	4,573
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	2,094	2,850	3,434	2,985
1株当たり当期純利益 (円)	55.65	76.62	94.15	83.41
総資産(百万円)	18,705	21,896	24,373	24,147
純資産(百万円)	12,328	13,293	15,597	14,570
1株当たり純資産額 (円)	327.51	362.95	426.96	422.90

(注) 当社は第28期より「従業員及び執行役員向け株式交付信託」を、第29期より「役員向け株式交付信託」を導入しており、1株当たり純資産額の算定上、当該信託の信託口が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益の算定上、当該信託の信託口が保有する当社株式を期中平均株式数から控除する自己株式に含めております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第27期 (2023年6月期)	第28期 (2024年6月期)	第29期 (2025年6月期)	第30期 (2026年6月期) (当事業年度)
営業収益(百万円)	3,572	2,703	4,599	5,524
経常利益(百万円)	1,873	842	2,367	2,816
当期純利益(百万円)	2,022	1,068	2,875	3,148
1株当たり当期純利益 (円)	53.74	28.73	78.84	87.95
総資産(百万円)	8,780	7,919	9,698	8,989
純資産(百万円)	8,178	7,329	9,109	8,251
1株当たり純資産額 (円)	217.27	200.11	249.60	239.49

(注) 当社は第28期より「従業員及び執行役員向け株式交付信託」を、第29期より「役員向け株式交付信託」を導入しており、1株当たり純資産額の算定上、当該信託の信託口が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益の算定上、当該信託の信託口が保有する当社株式を期中平均株式数から控除する自己株式に含めております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社アバント	100百万円	100.0%	ソフトウェアの開発・販売 導入支援、保守 その他関連事業
株式会社インターネット ディスクロージャー	39百万円	100.0%	ソフトウェアの開発・販売 情報処理・提供サービス
株式会社ジール	100百万円	100.0%	情報システムの設計 ソフトウェアの開発・販売 その他関連事業
株式会社ディーバ	100百万円	100.0%	ソフトウェアの開発・販売 アウトソーシング関連事業
DIVA CORPORATION OF AMERICA	3,600,000USD	100.0%	ITプロダクト・サービスの調査
DIVA INDIA PRIVATE LIMITED	60,000,000INR	99.0%	インド市場におけるソフトウェア 販売の調査並びに事業開発
株式会社VISTA	100百万円	100.0%	経営コンサルティングサービス

- (注) 1. 当社の連結子会社は、上記の7社であり、持分法適用会社は1社（関連会社）であります。
2. DivaCynet Private Limitedは、2026年1月9日付でDIVA INDIA PRIVATE LIMITEDに社名を変更しております。

(6) 対処すべき課題

当社グループは、社会の公器として、「100年企業の創造」という企業理念のもと、創業来のミッションである「経営情報の大衆化」を通じて、「BE GLOBAL（世界に通用するソフトウェア会社）」というビジョンの実現を目指しています。ビジョン実現のための戦略マテリアリティは「企業価値の向上に役立つソフトウェア会社になる」です。

その実現に向けて2023年8月に5ヶ年の中期経営計画「BE GLOBAL 2028」（2023年7月から2028年6月）を公表しました。

「BE GLOBAL 2028」ではソフトウェアや知的資産を価値の源泉とし、業務専門性や継続的なサービスを組み合わせることで、お客様への価値提供と人財の価値貢献を高め、人員数の増加だけに依拠しない、高い収益性と生産性を伴う成長を目指しています。

「BE GLOBAL 2028」では、お客様へ継続的に価値提供することで、持続的な利益成長を実現し、その成果を報酬、人的資本、研究開発等への投資に還元することで、新たな価値創造と生産性の向上につなげる価値創造スパイラルの実現を目指しています。

この「BE GLOBAL 2028」を実現するにあたって、当社が対処すべき課題は以下の通りです。

1. 経営のDX市場という成長市場での需要の顕在化

当社グループは、企業価値向上を求める企業の経営DXを支援する領域を事業機会と捉えています。主要事業子会社のディーバでは連結決算開示、ジールではDX推進、アバントでは経営管理ソリューションの領域でお客様に価値を提供しています。

それぞれの市場において、お客様ごとに異なる課題と需要を的確に捉え、具体的な提案を案件化につなげ、売上高・利益へと転換し続けることが必要です。

2. 経営管理ソリューション事業（アバント）を再構築し、連結決算開示事業（ディーバ）起点の事業モデルを展開すること

当社グループでは、ソフトウェアと業務専門性を一体で提供し、お客様との継続的な関係から得た知見を製品・サービスへ還元するディーバの事業モデルを、グループの価値創造の中核と位置づけています。この事業モデルを、アバントをはじめとする他の事業にも広げ、お客様への継続的な価値提供を持続的な利益成長につなげます。

一方、アバントでは、自社製品起点では、お客様ごとに異なる課題へ十分に対応できませんでした。また、コンサルティングや業務構想設計を担う人財が不足し、ディーバの強固なお客様基盤から生まれる需要を、継続的な売上高・利益へ十分に転換できませんでした。

アバントの経営体制、事業モデル、人財を一体で再構築することを対処すべき課題として捉えています。そのため自社製品を起点とするアプローチから、お客様の課題と業務設計を起点とするアプローチへ転換し、コン

サルティング、システムインテグレーション、自社製品及び外部製品を柔軟に組み合わせて提供できる体制を整えます。これにより、ディーバを起点とする戦略の実行力を高め、持続的な利益成長と中長期的な企業価値向上につなげます。

3. 価値創造生産性の向上

当社グループでは売上成長を上回る利益成長を目標としており、この利益成長を実現するには、同じ投下コスト（原価及び販管費）で1人当たりの売上高を増やす「売上高生産性」の向上、もしくは同じ売上高に対して投下コストを下げる「投下コスト生産性」の向上が必要です。この2つの観点を併せ持つ「価値創造生産性」の向上が求められます。

ソフトウエア、知的資産、業務専門性、継続的なサービスを組み合わせ、お客様への提供価値を高めることで、「売上高生産性」の向上を図ります。また、ソフトウエアや生成AI等を活用して業務を効率化し、「投下コスト生産性」も高めます。これにより、人員数の増加だけに依拠しない、高い収益性と生産性を伴う成長を目指します。

4. 人財価値向上に向けた環境整備

上記の1.～3.を実現するには、人財価値の向上が前提です。その実現に必要な人財要件を明確にし、成長のための機会と環境を提供し、現状とのギャップを埋めていきます。

既存従業員の成長を中心としつつ、例えば、グループ経営管理領域における提案、コンサルティング、業務構想設計等を担う専門人財については、外部からの採用・登用も進めます。

また、報酬や人的資本への投資を通じて、人財が継続的に価値を高められる環境を整備します。

5. 従業員の働きがいの向上

当社グループの大きな財産は、高度な技術・専門性とチャレンジ精神を備えた優れた従業員です。当社グループでは「良質な雇用を増やす」ことを経営の重要な役割として捉え、事業成長に必要な人財を確保するとともに、従業員の生活や人生を豊かにし、業務における成果の創出に集中できるよう、働きがいのある環境づくりに取り組んでいます。また、「Great Place to Work®（GPTW）」を活用した従業員アンケートを実施し、働きがいやエンゲージメントを可視化したうえで、改善施策に取り組んでいます。グループ各社のGPTWスコアを70%以上にすることを目指しています。

6. コンプライアンス

当社グループでは創業以来、コンプライアンスを企業統治の基本原則として重視してきました。一方で、コンプライアンスに対する社会的要請は一層高まっています。違反が生じた場合の社会的信頼の失墜は従来にも増して大きく、信頼回復にも長い期間を要すると認識しています。労働法規をはじめとする各種関連法規はもとより、企業倫理にも反することがないよう、従来以上にコンプライアンスを徹底し、事業活動を推進しています。

7. サステナビリティ

グループ経営理念「100年企業の創造」が目指すのは、企業を社会の公器として捉え、社会に価値を提供する組織として、持続的に発展することです。

当社グループは、お客様が経営情報を未来の企業価値創造に役立てられるよう価値を提供し、それを通じて社会に貢献することをミッションとしています。その実現にあたっては、さまざまなステークホルダーと関わることから、経済活動・環境保全・社会的公正のバランスに十分配慮して事業活動を行い、持続的な発展を目指します。この理念のもと、2020年にグループ人権方針・環境方針を策定し、国連グローバル・コンパクトに署名しました。2021年からは、使用電力のグリーン化による温室効果ガス排出量ゼロ化を継続しています。

FY26（2026年6月期）もこれらの取り組みを継続し、グリーン電力証明書の購入によるカーボンオフセット、COP（コミュニケーション・オン・プログレス）の提出、TCFDに基づく温室効果ガス排出量開示の更新などを実施しました。併せて、スポーツイベントや文化活動への支援を通じ、地域社会への貢献も継続しています。

(7) 主要な事業内容 (2026年6月30日現在)

セグメント区分	事業内容
連結決算開示事業	連結決算及び 業務アウトソーシング・サービス DivaSystem（連結経営及び連結会計システム）の開発・販売・導入支援・保守
デジタルトランスフォーメーション 推進事業	BI（ビジネス・インテリジェンス）と 呼ばれる情報活用のための システムインテグレーション・サービス クラウド・データ・プラットフォームの 導入支援 ソフトウェアライセンス・ハードウェアの販売及び保守
経営管理ソリューション事業	IFRS対応や経営管理の高度化、予算管理・管理会計などに係る コンサルティング・サービス

(8) 主要な営業所 (2026年6月30日現在)

① 当社の主な事業所

東京本社 東京都港区港南二丁目15番2号

② 重要な子会社の主な事業所

株式会社アバント	(本社)	東京都港区
	大阪オフィス	大阪府大阪市
株式会社インターネットディスクロージャー		東京都中央区
株式会社ジール	(本社)	東京都品川区
	大阪オフィス	大阪府大阪市
	札幌オフィス	北海道札幌市
株式会社ディーバ	(本社)	東京都新宿区
	港南オフィス	東京都港区

(9) 従業員 の 状 況 (2026年 6 月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
1,883名	176名増

(注) 1. 従業員数は就業人員数について記載しております。

2. 従業員数には臨時従業員（派遣社員、パートタイマー及びアルバイトの期中平均雇用人員31名）は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
70名	14名	46.7歳	4.8年

(注) 1. 従業員数は就業人員数について記載しております。

2. 従業員数には臨時従業員（派遣社員、パートタイマー及びアルバイトの期中平均雇用人員0名）は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2026年 6 月30日現在)

金融機関からの借入はありません。

なお、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関と貸出コミットメント契約（融資限度額3,500百万円）を締結しております。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

会社役員に関する事項

- (1) 取締役の氏名等
32頁に記載の通りです。
- (2) 責任限定契約の内容の概要
32頁に記載の通りです。
- (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
33頁に記載の通りです。
- (4) 社外役員に関する事項
33頁から34頁に記載の通りです。
- (5) 役員報酬制度
41頁から46頁に記載の通りです。

会社の体制及び方針（コンプライアンスとリスクマネジメント）

47頁から49頁までに記載の通りです。

~~~~~  
(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2026年6月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目                       | 金 額               | 科 目                     | 金 額               |
|---------------------------|-------------------|-------------------------|-------------------|
| (資 産 の 部)                 |                   | (負 債 の 部)               |                   |
| <b>流 動 資 産</b>            | <b>19,575,660</b> | <b>流 動 負 債</b>          | <b>9,017,689</b>  |
| 現 金 及 び 預 金               | 12,815,077        | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金       | 673,622           |
| 受 取 手 形、売 掛 金 及 び 契 約 資 産 | 4,364,133         | リ ー ス 債 務               | 2,888             |
| 有 価 証 券                   | 500,000           | 未 払 金 及 び 未 払 費 用       | 876,591           |
| 仕 掛 品                     | 6,974             | 未 払 法 人 税 等             | 855,094           |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品           | 158,640           | 契 約 負 債                 | 4,202,695         |
| 前 払 費 用                   | 1,488,650         | 資 産 除 去 債 務             | 30,217            |
| 未 収 入 金                   | 14,928            | 賞 与 引 当 金               | 1,173,888         |
| そ の 他                     | 230,364           | 役 員 賞 与 引 当 金           | 79,387            |
| 貸 倒 引 当 金                 | △3,108            | 受 注 損 失 引 当 金           | 249,873           |
| <b>固 定 資 産</b>            | <b>4,572,162</b>  | 株 式 給 付 引 当 金           | 130,248           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>        | <b>1,075,135</b>  | 未 払 消 費 税 等             | 507,721           |
| 建 物                       | 1,342,656         | 預 り 金                   | 234,700           |
| 減 価 償 却 累 計 額             | △412,925          | そ の 他                   | 760               |
| 車 両 運 搬 具                 | 843               | <b>固 定 負 債</b>          | <b>559,386</b>    |
| 減 価 償 却 累 計 額             | △843              | リ ー ス 債 務               | 3,724             |
| 工 具、器 具 及 び 備 品           | 669,396           | 資 産 除 去 債 務             | 552,748           |
| 減 価 償 却 累 計 額             | △526,506          | 繰 延 税 金 負 債             | 2,913             |
| 使 用 権 資 産                 | 3,129             | <b>負 債 合 計</b>          | <b>9,577,076</b>  |
| 減 価 償 却 累 計 額             | △1,055            | (純 資 産 の 部)             |                   |
| 建 設 仮 勘 定                 | 440               | <b>株 主 資 本</b>          | <b>14,511,279</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>        | <b>240,119</b>    | 資 本 金                   | 345,113           |
| 商 標 権                     | 33,077            | 資 本 剰 余 金               | 270,367           |
| ソ フ ト ウ エ ア               | 206,816           | 利 益 剰 余 金               | 15,449,311        |
| そ の 他                     | 225               | 自 己 株 式                 | △1,553,512        |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>    | <b>3,256,908</b>  | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額   | 59,466            |
| 投 資 有 価 証 券               | 877,134           | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 12,874            |
| 関 係 会 社 株 式               | 386,743           | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益           | 3,150             |
| 長 期 貸 付 金                 | 166,523           | 為 替 換 算 調 整 勘 定         | 43,441            |
| 長 期 前 払 費 用               | 8,678             | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>14,570,746</b> |
| 敷 金 及 び 保 証 金             | 752,258           | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>    | <b>24,147,822</b> |
| 繰 延 税 金 資 産               | 952,503           |                         |                   |
| そ の 他                     | 113,066           |                         |                   |
| <b>資 産 合 計</b>            | <b>24,147,822</b> |                         |                   |

# 連 結 損 益 計 算 書

(2025年7月1日から  
2026年6月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目                           | 金 額       |            |
|-------------------------------|-----------|------------|
| 売 上 高                         |           | 30,481,393 |
| 売 上 原 価                       |           | 16,958,328 |
| 売 上 総 利 益                     |           | 13,523,065 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |           | 8,825,298  |
| 営 業 利 益                       |           | 4,697,766  |
| 営 業 外 収 益                     |           |            |
| 受 取 利 息                       | 37,075    |            |
| 受 取 配 当 金                     | 3,333     |            |
| 助 成 金 収 入                     | 3,212     |            |
| そ の 他                         | 10,678    | 54,299     |
| 営 業 外 費 用                     |           |            |
| 支 払 利 息                       | 2,422     |            |
| 持 分 法 に よ る 投 資 損 失           | 23,002    |            |
| 投 資 事 業 組 合 運 用 損             | 79,629    |            |
| 支 払 手 数 料                     | 62,949    |            |
| 為 替 差 損                       | 7,197     |            |
| そ の 他                         | 3,135     | 178,336    |
| 経 常 利 益                       |           | 4,573,729  |
| 特 別 損 失                       |           |            |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損             | 68,372    | 68,372     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         |           | 4,505,356  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税         | 1,620,082 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | △95,172   | 1,524,909  |
| 当 期 純 利 益                     |           | 2,980,446  |
| 非支配株主に帰属する当期純損失(△)            |           | △5,159     |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |           | 2,985,606  |

# 貸 借 対 照 表

(2026年6月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額              | 科 目                     | 金 額               |
|------------------------|------------------|-------------------------|-------------------|
| (資 産 の 部)              |                  | (負 債 の 部)               |                   |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>5,833,746</b> | <b>流 動 負 債</b>          | <b>738,501</b>    |
| 現 金 及 び 預 金            | 4,455,902        | 未 払 金                   | 331,660           |
| 売 掛 金                  | 132,254          | 未 払 費 用                 | 27,089            |
| 有 価 証 券                | 500,000          | 未 払 法 人 税 等             | 2,176             |
| 貯 蔵 品                  | 154,511          | 預 り 金                   | 35,384            |
| 前 払 費 用                | 181,125          | 賞 与 引 当 金               | 69,072            |
| 立 替 金                  | 49,625           | 株 式 給 付 引 当 金           | 70,808            |
| 未 収 入 金                | 337,953          | 関 係 会 社 預 り 金           | 200,000           |
| そ の 他                  | 22,373           | そ の 他                   | 2,308             |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>3,156,056</b> | <b>負 債 合 計</b>          | <b>738,501</b>    |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>33,181</b>    | (純 資 産 の 部)             |                   |
| 工 具、器 具 及 び 備 品        | 200,730          | <b>株 主 資 本</b>          | <b>8,235,276</b>  |
| 減 価 償 却 累 計 額          | △167,549         | 資 本 金                   | 345,113           |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>186,591</b>   | 資 本 剰 余 金               | 281,913           |
| 商 標 権                  | 33,077           | 資 本 準 備 金               | 281,913           |
| ソ フ ト ウ エ ア            | 153,288          | 利 益 剰 余 金               | 9,161,762         |
| そ の 他                  | 225              | 利 益 準 備 金               | 374               |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>2,936,284</b> | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 9,161,388         |
| 投 資 有 価 証 券            | 689,196          | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 9,161,388         |
| 関 係 会 社 株 式            | 1,978,897        | <b>自 己 株 式</b>          | <b>△1,553,512</b> |
| その他の関係会社有価証券           | 92,114           | <b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>  | <b>16,025</b>     |
| 長 期 前 払 費 用            | 3,008            | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 12,874            |
| 敷 金 及 び 保 証 金          | 4,149            | 繰 延 ハ ッ ジ 損 益           | 3,150             |
| 保 険 積 立 金              | 72,891           | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>8,251,301</b>  |
| 繰 延 税 金 資 産            | 96,026           | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>    | <b>8,989,802</b>  |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>8,989,802</b> |                         |                   |

# 損 益 計 算 書

(2025年7月1日から  
2026年6月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額       |           |
|-----------------------|-----------|-----------|
| 営 業 収 益               |           |           |
| 経 営 管 理 料             | 1,429,807 |           |
| 関 係 会 社 受 取 配 当 金     | 4,082,700 |           |
| そ の 他                 | 12,170    | 5,524,677 |
| 営 業 費 用               |           | 2,632,399 |
| 営 業 利 益               |           | 2,892,277 |
| 営 業 外 収 益             |           |           |
| 受 取 利 息               | 15,385    |           |
| 受 取 配 当 金             | 3,333     |           |
| そ の 他                 | 5,178     | 23,897    |
| 営 業 外 費 用             |           |           |
| 支 払 利 息               | 612       |           |
| 支 払 手 数 料             | 62,949    |           |
| 投 資 事 業 組 合 運 用 損     | 34,961    |           |
| 為 替 差 損               | 1,209     |           |
| そ の 他                 | 141       | 99,873    |
| 経 常 利 益               |           | 2,816,301 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |           | 2,816,301 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | △321,003  |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △10,990   | △331,994  |
| 当 期 純 利 益             |           | 3,148,296 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年8月24日

株式会社アバントグループ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

|                    |               |
|--------------------|---------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 三 浦 靖 晃 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 大 山 顕 司 |

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アバントグループの2025年7月1日から2026年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アバントグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年8月24日

株式会社アバントグループ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

|                    |       |      |
|--------------------|-------|------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 三浦靖晃 |
|--------------------|-------|------|

|                    |       |      |
|--------------------|-------|------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 大山顕司 |
|--------------------|-------|------|

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アバントグループの2025年7月1日から2026年6月30日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年7月1日から2026年6月30日までの第30期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下の通り報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席あるいは取締役会支援DXツールにて資料を閲覧し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて取締役会支援DXツールにて子会社取締役会資料を閲覧し子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年8月24日

株式会社アバントグループ 監査等委員会

常勤監査等委員 野 城 剛 ㊞

監査等委員（社外取締役） 後 藤 千 恵 ㊞

監査等委員（社外取締役） 中 野 誠 ㊞

以 上

会場 東京都千代田区大手町一丁目3番2号  
経団連会館 2階 経団連ホール

地下鉄 | 大手町駅 (千代田線・丸ノ内線・半蔵門線・東西線・都営三田線) | C 2 b 出口直結  
 駐車場 | 地下2階共用駐車場あり (30分毎300円)



当社はグリーン電力証書システムを通じて年間70万kWhの自然エネルギーの普及に貢献しています。